

中世寺院における大衆と「惣寺」

—「院々谷々」の「衆議」の実態—

下坂 守

はじめに

近年の研究によって寺社勢力が中世においてわが国の政治・社会はもとより、経済・文化面においても予想以上に大きな影響力を有していたことが徐々にあきらかになりつつある。しかし、寺社勢力の構成主体であったと考えられる大衆・衆徒（以下では便宜上、「大衆」とのみ表記する）といった人々に目をむければ、彼らがいかなる組織をもって存在・活動していたかは、いまだなんら解明されていない¹⁾。

たとえば、寺社勢力のなかにあってもっとも歴史的に重要な役割を果たした延暦寺についてみても、同寺の大衆の存在形態を正面から取り上げ論じた研究はこれまでほとんどない。これはよくいわれるように、関連する史料が伝来していないというきわめて現実的な制約によることも大きいが、なぜ史料が伝来しなかったのかを含

め、今後なんらかの形で研究を深化させていく必要があるのではなからうか。でなければ、寺社勢力の研究が大衆というもつとも核心的な部分を抜きにして論じられるという、じつに奇矯な形をとってしか展開し得ないことになるからである。

本稿は、大衆が主体となって存立していた中世の寺院を「惣寺（惣山）」という概念のもとに分析しようとするものである。「惣寺」とは、一般的にはその名の通り、寺全体を意味する。しかし、中世には、それよりもしばしば大衆自らが彼らの集団全体を示す言葉としても用いており、ここでいう「惣寺」とは後者を指す²⁾。

集団という形でしかその存在を保持できなかった大衆にとって、自分たちこそが寺の主権者であることを標榜するにあたり、「惣寺」ほどふさわしい言葉はなかった。その点で「惣寺」という概念を抜きにして、大衆を理解することはできないとすら考える。

本稿ではまず最初に大衆と「惣寺」がいかなる関係にあったかを比較的史料のよく残る園城寺の事例をもとに考察し、ついで大衆が

中世最大の「惣寺」を作り上げていた延暦寺の場合について見ていくこととしたい。時代としては、南北朝・室町時代を主たる考察対象としたが、史料的な制約もあり、適宜、前後の時代についても言及した。

一、園城寺における「惣寺」と「一院」

1、三院の抗争

中世の園城寺の大衆組織については、従来より北院・中院・南院の三ブロックに分かれていたことが知られている。しかし、近年、園城寺から発刊された『園城寺文書』第二卷（以下、『園城寺文書』とのみ表記する）によって、これら三ブロックの実態がより詳細にわかるようになってきた³⁾。特に南院でいえば、その組織運営が原則としてすべて衆議によって行われていたことが確認できるに至ったのは大きな成果といえる。とりわけ『南院惣想集会引付』と名付けられた南院の大衆の衆議記録は、寺院運営に関する重要事項のほとんどが大衆の衆議によって決定されていたことを伝える史料としてきわめて貴重である⁴⁾。

そこで以下ではまず、『南院惣想集会引付』の記載を中心に、「惣寺」がいかなるものであったかをできるだけ具体的に検証していくことから始めることとしたい。なお園城寺では、三院を総称して「惣寺」と呼んだのに対して、三院の大衆はそれぞれ自分たちが所屬する地域のことを「一院」と称していた。史料中に見える「一院」とは、その意味で用いられていることを初めに断っておく。

三院各々が半ば独立した組織体であったことをもつともよく示す

のは、その抗争時においてである。次に引用したのは、応永二十三年（一四一六）、南院が門前の今嵐の地をめぐって、中院・北院と争った時の経緯の記した『南院惣想集会引付』（カッコ内は『園城寺文書』第二卷の文書番号）の記述である。⁵⁾

A、応永二十三年十月二十日条（一〇〇号）

一、今嵐在地之事、南院官領之条、自往古無其隱處、去二日檢断方之集会之時、南院被官之条、無其謂由、再三及評定之条、南院而歎存者也、所詮於此事、一院老若以一味同心之儀、任當知行之旨、雖及大儀、不可成惣被官之由、被一決了、仍老宿中被披露、同可被進定之由、衆儀一決事、

B、応永二十三年十月二十六日条（一〇〇号）

一、今嵐在地之事、自惣方就兎角被申、先立之旬方之時、此沙汰被出来間、為支証被置記子細共有之由、宿老辺御才覚有之云々、然上者为満衆存知、可被開權見之由、衆儀落居了、然間、此一衆之上首十人被申使者差之由、衆儀一決之事、

C、応永二十三年十一月二十一日条（一〇〇号）

一、今嵐在地出入、為一院若輩之沙汰、去九日被置之處、中北兩院若衆存鬱憤、引率近隣之軍勢、可令発向之由、致其企之間、南院成一味之儀、致涯分用意之處、此条達上聞、可止強々沙汰之由、兩方被成御教書畢、然之間、^{此成敗之趣、為}南院理運之間、老若開喜悦眉之處也、

Aにいう南院の管領を否定した「檢断方」が具体的にいかなる機関であったかはよくわからない。ただ、それが「惣寺」として三院全体を覆う機関であったことは、Bにおいて、この決定を「自惣方就兎角被申」と表現していることから容易に推測できる。つまり、

惣寺の「検断方」において、それまでの南院の今風に対する管領権について突然異議が申し立てられ、それに南院が強く反対したというのがこの事件のあらましであった。

そこで南院のとった行動であるが、まずAに「一院老若以一味同心之儀、任当知行之旨、雖及大儀、不可成惣被官^管之由、被一決了」とあるように、同院では「一味同心」のもとに「惣」としての管領を断固退けるべきことを決議、ついで六日後の衆議では「惣方」の主張に反論するための文書の確認に「櫃」を開き見ることを決議する。「櫃」とは南院の大衆が共有する文書を収めていた文書櫃のことで、南院ではこの「櫃」に算用状・請文・預状、さらには「衆勘之定」などの重要な文書を収めていた⁶。

またAにいう「一院」とはいうまでもなく南院のことで、「老若」とは「宿老」と「若輩」を指す。「一院」は「宿老」と「若輩」の二つの年齢をもつてなるグループから構成されており、この事件ではその二つのグループがあげて「不可成惣被官^管之由」を決議したと⁷いうのである。

この時の争いが「惣寺」の決定に対する南院一院の反対という形を取りながら、現実には、南院と「中北両院」の対立であったことは、Bがよく示す通りである。すなわち、いったんは成立した和解に「中北両院若衆」が反発、軍勢を率いて南院に押し寄せようとしていたことが、これによってわかるからである。「惣方」「惣寺」が北院・中院・南院のいわゆる三院から構成されていたこと、および各院がその一方できわめて強い独立性を保持していたことを、この事件は実によく物語っている。

三院が武力抗争を伴いかねない争いを惹起した例としては、この

ほかに天文九年（一五四〇）に起こった「南北両院之相剋」がある。原因は「北院別相伝境内大犯成敗之事」としか伝わらないが、この時には中院が間に立って事件は終息する⁸。『園城寺文書』には、和解時に三院がそれぞれ提出した請文（書状）が残るが、次に引用したのは南院の役者が北院の役者に提出した請文である⁹。

〔編纂書〕
中院へ返状之案 天文九年^{庚子}

就今度關所之儀、南北両院相剋之處、為中院御口入、北院別相伝境内大犯成敗之事、向後可為三院之成敗、為北院一院成敗之儀、不可有之旨、被仰定之由承候、令得其意候、然者当院内之儀、可為同前候、恐々謹言、

卯月廿三日

清存判^{〔案書〕}
尊随判^{〔案書〕}
金乗坊

日光院

光浄院 御返報

各院が一方で独自の権益をもって自立するとともに、他方では「三院」すなわち惣寺の構成主体としても存在していたことがうかがわれよう。

三院の争いからは、各院のきわめて強い独立性が浮かび上がって来たが、もちろん三院は抗争ばかりを繰り返していたわけではない。そればかりか平常時には、各院が惣寺の構成主体として園城寺の運営に一致協力して取り組んでいた。では三院はどのような形をとって惣寺としての体制を確立させていたのであろうか。

2、三院と惣寺

ここでも『南院惣寺集會引付』からいくつかの出来事を抽出し見

ていくこととしよう。

D、応永二十三年二月十九日条（一〇〇号）

一、世喜寺弥勒堂池、近比為〇無之間、且無興隆之至也、然間、一院而〇可被堀之、大方為惣方公所間、人夫並雜用等、自惣方可有其沙汰由、被披露了、其儀無子細者、此一衆而致奉行之由、衆儀落居事、

E、永享十二年六月九日条（一二七号）

一、関寺弥勒堂為造営、菊屋彦左衛門会合方山木之所望之、披露在之云々、仍於三院山中各三本可被出旨、被申送處也、於自院為興隆上者、無余儀落居事

F、永享十二年九月八日条（一二七号）

一、今下在地大波止〇令朽損間、為彼造営、三院一同山木一本被出間、同自一院被出旨一決事、

Dは「惣方公所」となっていた世喜寺（関寺）の弥勒堂池を掘り返すにあたり、「惣方」より「人夫並雜用等」を出したことを伝えるものである。文中に「一院而〇可被堀之」とあるのは、世喜寺が南院の領域内にあったことから、本来は南院がこの工事を行うべきであるという意識のあったことを示す。とはいえ園城寺の所管となつた時から世喜寺の所轄は複雑で、この時は結局は「大方為惣方公所」として工事は行われたのであった。なお、ここで惣方の支配地を南院が「公所」と呼んでいる点は注意しておきたい。

Eも世喜寺の修理に関わって、南院が北院・中院と同様、山木三本の供出を決議したことを伝える『南院惣想集会引付』の一節である。これまた世喜寺が惣寺の「公所」と認識されていたことを示すものであり、その「公所」の保持には三院が一致協力してあつた

いたことがわかる。

Fは今風に所在した「大波止橋」の掛け替えに「三院一同」が山木一本宛を負担したことを示すものであるが、今風は先にも触れたように南院に所属する地域であった。それにも関わらず、三院が平等に山木を供出しているのは、やはり橋という「公所」性に基づくものであろう。

以上、わずかな事例ではあるが、惣寺が「公所」と呼ばれた、三院に所属しない施設（地域）に対して独自の権限を有していたこと、およびそれに三院が揃って従う体制が出来上がっていたことが確認できたものと思う。

では、惣寺がこのように三院から構成されるものであったとすれば、その基盤をなす各院、すなわち一院はどのようなものだったのであろうか。

3、一院の構成

一院が有した機能のうち、ここでは主としてその生活共同体としてのあり方を示すものを『南院惣想集会引付』から抜き出してみた。

G、応永二十三年二月十九日条（一〇〇号）

一、近比一院之諸房中、以山木朝夕之薪用之条、無其隠、以外無興隆之至也、所詮来月九日御集会之時、被召出一院之下部、可被強文之由、衆儀落居事、

H、宝徳三年十一月九日条（一二三〇号）

一、一院掃除明日十日可有之、於人夫者、可為関寺人而可出之、於奉行者、可為皆立旨、衆儀一決事、

I、宝徳三年十二月九日条（一二三〇号）

一、一院分專当力増、以外老耄有之間、雖無先規用代官處也、仍

以別儀、代官専当參連分被下行者也、於納所者、自顯仏坊可被出之事、

J、宝徳三年六月九日条（一一三〇号）

一、一院手輿朽損間、以興隆之儀、可有修理由、自宿老中披露有之、仍於旨引數

申分若輩中可有助成旨、衆儀一決事、

一院が「諸房中」と呼ばれたいわゆる南院内に房舎を構えた寺僧をもって成員としていたことを示すのがGである。一院が該当地域に居住する寺僧を構成メンバーとした組織であったことがここに確認できる。またそれとともにGで注目されるのは、「山木」を「朝夕之薪用」とすることを禁止するために、次回の「御集会」に「一院之下部」を召し出すことを決議している点である。一院においては、寺僧が下部を「一院之下部」としてまとめて統括する体制が出来上がっていたことを物語るものであり、寺僧の共同体としての一院の団結の強さの一端を垣間見ることができている。

一院が有していた生活共同体としての今一つの側面を示すのが、Iに見える「一院分専当力増」の事例である。ここでは南院専属の専当であったがゆえに力増は老後の特別措置として「参連分」の銭を配当されているわけであり、一院が福祉面においても大きな役割を果たしていたことがわかる。

この他、一院の日常的な在り方をよく物語るのが、史料Hの「一院掃除」と、Jの「一院手輿」に関わる事例である。Hは掃除というきわめて日常的な行為にまで一院の力が及んでいたことを、またJは手輿といった乗物の修理までもが衆議に委ねられていたことを伝えて興味深い。一院は大衆（寺僧）にとって日常の生活の場そのものであり、「衆議」を核とした一院の強固な団結の基盤はまさに

ここにこそあったと考えられる。そして、それら生活共同体としての一院を束ねていたのが「惣寺」だったのである。

では一院がどのように生活共同体として半ば自立した組織体であったとすれば、その組織体はいかなる経済的基盤をもって存立していたのであろうか。『南院惣想集会引付』には一院の経済活動に関する記載も少なくない。それらをもとに一院、さらには惣寺の経済的基盤について見ていくこととしよう。

4、「一院公物」と「惣ノ公物」

一院・惣寺の財源をなしていたのは、ともに「公物」と呼ばれるものであった。『園城寺文書』のなかには、南院の一院公物の算用状（算勘引付）が数多く残されており、これによって南院が「公物」をもとにどのように運営されていたかがきわめて具体的にわかる。その詳しい分析は他の機会に譲らざるを得ないが、ここでは一院と惣寺の「公物」がそれぞれ独立して存在していた点だけを確認・指摘しておきたい。

K、応永二十三年十二月九日状（一〇〇号）

一、今度寺中確執、可属静謐之旨、自公方南院へ被成御教書之間、為御礼使節、静慮房并所司一人、土佐勾当被参管領方等事、然彼在京料、以一院公物可有下行之由、自宿老方披露之間、兩人分四連、自栄地房可被出之由、衆議落居事、

L、宝徳三年二月九日状（一一三〇号）

一、十八明神拜殿未造謚之間、以為興隆儀、一院公物二百疋被出之、可有造立旨、衆議一決之事、

M、宝徳三年八月九日状（一一三〇号）

一、尾蔵寺管領山木施行過怠分、本先堂為燈油由、令愁訴間、以別

儀別所被出了、於向後者^{雖為}施行過怠、一院披露儀有之者、一^院講
一院公物^〇、衆儀一決、

Kは三院間の争いの事後処理として、南院が幕府に使者を送るに
あたり、その「在京料」を「一院公物」から下行することを決議し
たものである。一院独自の費用は「一院公物」をもって宛てるのが
原則となっていたことが知られよう。この点はLの場合も同じで、
南院管領下の十八明神の拝殿造営にあたって、その費用の一部が
「一院公物」から支出されている¹³。

Mはこれだけではやや意味の取りにくいところもあるが、前後の
記載を参考にすると、その意味するところは次のようになる¹⁴。一院
所属の「尾蔵寺施行山」を荒らすものがあつた時、南院では彼らか
ら過怠料を徴収した。ところがその過怠料の用途について、尾蔵寺
から本堂の燈油料に宛てたいとの要望があつた。そこで今回だけは
これを許すが、以後は必ず「一院公物」に入れることにした、とい
うのである。つまり、過怠料は通常「一院公物」に組み込まれるこ
とになっていたわけで、「一院公物」の財源の一つをここに見出す
ことができる。

いっぽうこのような「一院公物」に対して、惣寺もまた独自の
「公物」を保持していた。「惣ノ公物」と呼ばれたものである。「惣
ノ公物」が「一院公物」とは全く別のものであつたことをもつとも
よく示す史料としては、次のような南院の「惣方」への借用状が残
る¹⁵。

^(端裏書)
「為三尾築地 自惣方借書」

借用 料足之事

合伍貫文者

右、件要脚者、三尾社之拝殿築地為修理、為惣寺被助成處也、
仍借書如件、

延徳式年潤八月廿一日^(四)

上定房(花押) 上行房(花押) 上林房(花押)

ここに見える三尾社とは南院大衆がその結束の拠り所とした神社
で、¹⁶同社拝殿の築地修理にあたり、南院が惣寺(惣方)から銭を借
りたときの借用書がこれである。三院それぞれが独自の経済的な基
盤を持つとともに、それらとは別に惣寺が独自の経済的な基盤を保
持していたことが確認できよう。

「一院公物」「惣ノ公物」の財源がいかなるものであつたかについ
ては、今後の課題としなければならないが、後述する延暦寺の例な
どからすれば、一院・惣寺がそれぞれの単位で所有していた諸荘園
からの年貢がその中核を占めていたものと考えられる。ただ南院で
は山木の売り払い代金、位階料なども「公物」に繰り込んでおり、
「公物」は先に見た過怠料などをも含めた雑多な収入によって形作
られていたものと推定される¹⁷。

以上、園城寺の事例から判明した一院・惣寺の在り方について、
改めて整理しておけば次のようになる。

- ① 房舎を有する大衆(寺僧)は、「一院」と呼ばれた居住地域を
単位とした生活共同体に所属していた。
- ② 「一院」は大衆の生活共同体として強い独立性を有し、他の
「一院」と対立した時には、武力抗争に及ぶこともあつた¹⁸。
- ③ 「一院」は「一院公物」と呼ばれた独自の財源を持ち、経済的
にも自立した活動を行っていた。

④ いっぽうこれに対して、「一院」が寄り集まって構成された「惣寺」は「一院」の上位に位置し、三院の間を調整する機能を果たしていた。

⑤ 「惣寺」は「惣ノ公物」と呼ばれた独自の財源を持ち、寺内の「公所」と呼ばれた公共性の高い施設（地域）を直接管轄するほか、三院へ貸し付け（補助）などを行うこともあった。

このほか「一院」については、その運営がすべて大衆の「衆議」に基づいて行われていたことを最後に改めて強調しておきたい。繰り返し引用した『南院惣思想集引付』はまさにそのような大衆の「衆議」による「一院」運営の記録であり、「衆議」こそが「一院」運営の基礎であったと断言できる¹⁹。いっぽう一院を束ねることで成り立っていた「惣寺」がどのような形で運営されていたかについては、史料を欠くためよくわからないが、先に触れた「検断方」の例からすると、三院から選出された代表者が集まって討議する場（機関）がいくつが存在したものと推定される。

では、園城寺における一院と惣寺の関係をおおよそ以上のように理解できるとすれば、延暦寺では、この両者の関係はどのようなようになっていたであろうか。

二、延暦寺における「惣寺」と「院々谷々」

延暦寺の大衆がさまざまな出来事に対して常に「衆議」でその対応を決定していたことは、数多くの集會事書が残されていることがこれを如実に物語っている。またその最大規模のものが三塔の大衆があげて参加した「三塔僉議」であることはよく知られているが、

日常的に開催されていた「衆議」については、これまでほとんど注目されることはなかった。ここでは園城寺の事例を念頭に置きながら、延暦寺における日常的な「衆議」がいかなるものであったかを見ていくこととしたい。

とはいえ、延暦寺には園城寺のようにまとまった形で大衆の活動を伝える史料は残されていない。したがって、その活動を知るには、寺外の史料に頼らざるを得ない。最初に南北朝時代の『祇園執行日記』に記された延暦寺大衆に関わるいくつかの出来事を取り上げ、同寺における大衆の「衆議」の実態を見ていくことから始めよう。

1、「衆會」と「山門公物」

正平七年（一三五二）五月、祇園社の執行頭詮は山門公人による犬神人使役の軽減を訴えるため坂本に下る。その経過についてはかつて紹介したことがあるので詳述しないが、ここで取り上げたいのは、この時、頭詮が坂本で交渉相手としなければならなかった相手方に関してである。頭詮が相対しなければならなかったのは、実は他ならぬ大衆の「衆會」であり「衆儀^議」であった。

坂本に着いて早々の頭詮のもとには、公文所（役職名）を介しての次のような「興法寺衆會」からの詰問が届く²⁰。

公人等自路次被帰、何様事候哉、只今就此事於興法寺有衆會、承子細可披露、

これより先、坂本下向途中、たまたま京都に向かおうとしていた山門公人らに出逢った頭詮は彼らを説得、坂本に引き上げさせていた。この頭詮の取った行動が、いち早く「興法寺衆會」で問題となっていたのである。「興法寺衆會」がいかなる性格の「衆會」であったかはわからないが、山門公人の出動に関わる権限をもった「衆

会」であつたことだけは間違いない。

顕詮は幕府・西塔大衆からの指令に基づいた行動であつたと弁明するが「衆会」は納得せず、再度、訪れた使者は、

為山門所勸神人、争重武命可輕衆命哉、執行引汲承能等故歟、

所詮不可催立犬神人哉否承、定是非衆儀可落居^(議)、

と、彼に詰め寄っている。

ここにいう「承能」とは、この時、山門公人による検断の対象となつていた賢聖房承能という山徒を指す。つまり「衆会」は、顕詮と承能の関係を疑うとともに、彼が幕府からの指示を弁明の拠り所としたことについて、「武命」と「衆命」のどちらかが大切かとい詰めてきたのである。「衆命」を「武命」と相並ぶものとし、「所詮不可催立犬神人哉否承、定是非衆儀可落居」と結んでいるところに、大衆の「衆会」「衆儀」に対する誇りと自信を見て取ることができきる。

この後、顕詮の訴えはなんとか受け入れられ、犬神人の使役には、以後、応分の費用が支払われることが「衆会」で決定される。顕詮の代理で鐘本房隆意なる者が、公文所代の睿春に「衆会」の結果を尋ねたところ、明日派遣の山門公人には「公物」を下行し、また今後犬神人を使役する時には一兩度「山門公物」を下行することが「治定」「落居」した旨の返答が届く。

隆意大徳罷向公文所代武藏法橋睿春許相尋之處、衆会儀難義雖多之、明日ハ下行公物於公人等、直可有沙汰治定、若犬神人向後〇罷向事雖有之、一兩度ハ可下行山門公物上者、不可有祇園煩之由、落居之旨睿祐返答、依南岸御口入、随分於衆会事申沙汰之間申之云々、

ここで特に注目されるのは、山門公人・犬神人に支払われる費用が「山門公物」と呼ばれていることである。園城寺と同様、延暦寺でも大衆の用いる費用が「公物」と呼ばれていたことがわかる。

顕詮は翌日、念のためであろう、公文所代の睿祐なる者を招き、昨日の「衆会」の結果内容を改めて確かめている。

於坂本武藏法橋睿祐^{公文}代 招請、於彦七許対面、昨日衆会落居次第相語、昨日鐘本房申分無相違、所詮、明日寺家・社家公人可出京、但不可召具犬神人之間、不可向社家、若向後可向犬神人由令治定者、相構可被催立、為彼報答又可下行山門公物、其以後者、社家任被申請、可付其足也、犬神人可向之由令治定者、以飛脚可馳申之由睿祐申定了、

もちろん睿祐の返事もまた前日の睿春の返答と変わりはなかったが、ここでも彼が犬神人に行される費用を「山門公物」と呼んでいる点は留意しておきたい。「山門公物」からの支出は大衆の「衆会」によって決定されていたのであり、園城寺と同じ公物のあり方を再確認することができる。

ちなみに園城寺の南院においては「惣ノ公物」が「公所」の維持・管理に用いられていたことを指摘したが、延暦寺においても事情は同じで、応永元年(一三九四)、足利義満の日吉社参詣に先立つての「今道所々橋修理」には「公物千疋」が支出されている。また、義満の御座所となった大宮彼岸所の荘殿もすべて「公物」をもって賄われている。

いっぽうその財源であるが、これに関しては、義満の社参を迎えるにあたり、大衆が「坂本中有力合期之輩」から資金を借り入れた時の借用状が一つの手懸かりとなる。というのは、この借金の抵当

には他ならぬ大衆全体の所領としての千僧供領の年貢が充てられているからある。千僧供領からの年貢も「公物」の財源の一つとなっていたのである。

また、同じ借用状には「更々不有無沙汰、若此定或違乱、或令不足者、可入立他公物」という文言が見えている。もし返済不可能な事態に立ち至ったならば「可入立他公物」というこの一文からは、千僧供領以外にも「公物」を形造る財源（所領）があったことがうかがえる²⁶。

以上、『祇園執行日記』の記事によって、延暦寺でも園城寺と同様の「衆議（衆儀）」、さらには「公物」の在り方を確認できた。ではこれらの運営主体であった大衆は、延暦寺においてどのような形で一院・惣寺を形成していたのであろうか。この点について考える前に、寺の成員としての大衆の在り方を具体的に示す一例として、「衆勘」と「山徒名帳」について簡単に触れておきたい。

2、「衆勘」と「山徒名帳」

出来事は相前後するが、先にあげた顕詮が坂本に下ることになった直接のきっかけは賢聖坊承能なる山徒の児童殺害事件にあった。この事件によって賢聖坊承能は山門公人の検断を受けることになったのであるが、この間の推移は寺の成員としての大衆のあり様を考える上で、きわめて貴重な材料を提供してくれる。『祇園執行日記』によって、賢聖坊がいかなる手続きを経て山門公人の検断を受けるに至ったか、また、それに対して彼がどのような対処を示していたかを見ていくこととしよう。

祇園社に賢聖坊の「京都住坊土倉」破却のための山門公人派遣が坂本から伝えられたのは正平七年（一三五二）四月十七日のことで

あった。

賢聖房承能法印父子児童殺害事、昨日^{十六日}吉社頭集會事書到來、明日公人可下洛、犬神人可催儲之由、使者申之、神供直會一統所望之間給之、事書云、已加衆勘、坂本坊舍等令破却畢、然者京都住坊土倉等、相催犬神人速ニ令破却云々、公人出洛日限、不見于事書、不審、

かつて論証した通り、山門公人は大衆の「衆会」での決定をもって初めて動く存在であり、ここでも「衆会」の決議を記した事書が彼らの出勤と表裏一体の関係にあったことは、顕詮が最後に「公人出洛日限、不見于事書、不審」とことさらに記しているところからもあきらかである。それはともかくとして、この時の事書で注目されるのは、そのなかに「已加衆勘」の文言があったという点である。つまり大衆の一員である山徒の罪に関しては、「衆会」による「衆勘」という手続きを経て執行されていたことがこれによってわかる²⁷。

そして、この「衆勘」が現実どのような形で実行されていたかを示してくれるのが、二日後に賢聖坊の「京都住坊」で行われた次のような山門公人と賢聖坊「住侶」との応答である²⁸。

即発向彼在所之處、住侶等數輩自元籠置最中、招請山上并当社公人、酒献之、申云、賢聖房未被削山徒名張^張之上者、住侶坊舍犬神人破却事、可為山門瑕瑾之間、於□□所歎申也、先公人等可罷歸之由申間、為山上公人計、犬神人先歸了、及戌刻公人等又歸了、

押し掛けた山門公人に対して「住侶」らは「賢聖房未被削山徒名張^張」と述べ、賢聖坊がいまだ「山徒名張^張」から名前を削られていないことを理由に、坊舎の破却延期を懇願したのであった。「山徒名

帳」とは古くは「僧名帳」と呼ばれたものと同じものと考えられる。²⁸⁾ 山徒(大衆)の身分を剝奪するいわゆる「衆勤」が、より具体的には「山徒名帳」からの名前を抹消をもって完結していたことを「住侶等」らの言葉はよく物語っている。

ではこのような「山徒名帳」に登録された僧たちが、延暦寺の内部でいかなる形をとって一院・惣寺を形成していたかを、次に見ていくこととしよう。

3、「院々谷々」と「惣寺」

延暦寺はよく知られているように、中世、東塔・西塔・横川の三つの地域から構成されていた。それはちょうど園城寺が北院・中院・南院の三地域からなっていたのとよく似ている。ただ、その規模は延暦寺がほうが遥かに大きく、住僧等の数でいえば、延暦寺の「谷」(「塔(院)」の下に位置する地域単位)が園城寺の一院に相当すると見てよからう。そして、事実、延暦寺では次章以下で詳しく見るように、この「谷」こそが大衆のもっとも日常的な生活の場となっていた。

延暦寺において大衆の「惣寺」として活動が一見、園城寺よりも鈍いようにも見えるのも、このような規模の大きさが一つの要因となっているのかもしれない。しかし、目を凝らしてみれば、谷を基礎とした彼ら大衆が執行機関としての寺家を巧みに操作し、「惣寺」としての延暦寺を動かしていたことは意外な程、容易に見て取れる。

そのことをよく示すのが、延暦寺で寺全体を指す時にしばしば用いられた「院々谷々」という言葉である。たとえば建暦元年(一一二一)八月の堂衆を「勅免」するという院宣は「院々谷々」に伝達され、²⁹⁾ 建武三年(一一三六)正月の後醍醐天皇の延暦寺への臨幸に

あたっても、その旨は「院々谷々」に触れ送られたという。³⁰⁾ ここいう「院々」とは「東塔院」「西塔院」「楞嚴院」のいわゆる三塔(三院)を指すが、「谷々」がその三塔と並び称されているところに、「谷々」の自立性の高さがうかがわれよう。

さらに「院々谷々」という言葉は、三塔僉議の結果を寺内の大衆に伝える際にも事書等に「可早為寺家沙汰被相触院々谷々」といった形でよく用いられている。³¹⁾ 寺家が「院々谷々」への伝達の要の位置を占めていた結果であり、寺家を活用した延暦寺大衆の「惣寺」運営のあり方をここに見ることができよう。³²⁾

このような寺家を仲介とした「院々谷々」大衆による寺院運営の総体を、延暦寺では時には「惣山」と呼んでおり、たとえば応永元年の足利義満が日吉社への参詣にあたり大衆に献上した三千貫文は「惣山分」と記録されている。

また時代はやや下るが、山門の騒乱によって根本中堂が焼失した直後の永享七年(一四三五)二月、時の幕府の管領細川持之がその再興を寺に呼びかけた書状は、この延暦寺における「惣山」のあり方をよく示すものとなっている。³³⁾

一、当山使節等事、恣貧供物、妨神用之段、不顧神慮、不恐上意、惡道非一、因茲令頓滅之条、神罰之至、為山上山下之大慶候哉、兼又諸国山門領并諸末寺以下事、僻案之族若寄事於左右及違乱歟、上意之趣、山上興隆之外不可有他事、持之殊不存綏怠、可申沙汰之上者、不通時日可被致訴訟、悉可有御成敗者也、就中離山之輩少々在之云々、早々令帰住同心可致御祈禱之精誠之旨、為惣山可被下知、仍被成御判候也、巨細難尽紙面候、自一院宿老二三人可有出京、直可申候、恐々³⁴⁾

永享七

二月十日

東塔

西塔 衆徒御中

楞嚴院

「早々令帰住同心可致御祈禱之精誠之旨、為惣山可被下知」という一文をもって、三塔の「衆徒」に呼びかけたこの書状ほど、「惣山（惣寺）」が三塔「衆徒」の集合体として存在していたことをよく示すものはないといえよう。

なお、この書状の末尾にいう「一院宿老」とは、後述するように、園城寺おける一院の宿老と同じ種類の人々を指しており、延暦寺においても園城寺と同様、「惣寺」が「一院」の老若大衆を基盤として存在していたことがうかがえる。

ただ、先にも述べたように、延暦寺の「惣寺」としての規模は園城寺のそれを遙かに上回るものがあり、そこには他寺には見られない延暦寺独特の大衆組織のあり様が展開していた。次に史料に基づいて、その実態を今少し詳しく見ていくこととしよう。

二、延暦寺大衆と日吉七社

1、「坂本之衆分」と「在坂本宿老」

將軍足利義満が初めて日吉社に参詣したのは、応永元年（一三九四）九月のことであった。『足利治乱記』によれば、義満は正月に見た霊夢によってこの日吉社参詣を決意したという。延暦寺側の対応に関しては『日吉社室町殿御社参記』（以下、『御社参記』と略記す

る）に詳しく、同記によれば、この時、日吉社において、義満を歓迎したのはほかならぬ延暦寺大衆であった。もちろん日吉社の社家もそれなりの対応は示している。しかし、その主体が延暦寺の大衆にあったことは、『御社参記』を一読すれば、容易に了解される。すべての準備は大衆主導のもとに進められていたといっても過言ではない。³⁵

義満の社参に先立ち大衆の代表者が最初の会合をもったのは、『御社参記』によれば、応永元年八月三日のことであった。「堀池寺家房」で行われたこの「評定初」の出席者を同記は次のように記録する（居所別に整理）。

山上方 三塔 東塔南谷常坐院幸承

北谷大蔵房幸承

東谷大妙房睿宣

西谷覚林房教雲

行光房円俊（不参）

西塔西谷正観院勤運

横川都卒谷鶏足房観慶

坂本 坐禅院直全、円明房兼慶、興善院宗口、明浄房教

運、上林房堯覚、南岸房隆覚、井房暁暹、妙音院

宣覚、乗運³⁶房兼尊、杉生房暹春、行泉房定運、

寺家 弘兼（出仕）

最後に見える「寺家」とは、いうまでもなく延暦寺の執行機関としての「寺家」を指す。ここで「寺家」の弘兼だけが「出仕」となっているのは、彼が事務方としての資格でこの評議に加わっていたためであろう。³⁶ 評議の主体はあくまでは「三塔」と「坂本」の大衆

の代表達にあったとみてよい。ではここに記された十七人の代表は一体いかなる資格によってこの評定に出席していたのであろうか。

実は『御社参記』によれば、これより四日前の七月二十九日、評議への参集を呼びかける「在坂本宿老」集會が、坂本の生源寺において開催されていた。一山大衆の「評定始」を最初に呼びかけたこの「在坂本宿老」から探っていくこととしよう。

中世、坂本には三塔に所属することなく同地を本貫地とした大衆が間違いなく存在していた。たとえば、応永二十七年閏正月十一日付「十禅師彼岸三塔集會事書」には末尾に一山の衆が連署するが、それは四人の山門使節に始まり、東塔・西塔・横川の衆がこれに続き、最後は二十一人の「在坂本人数」によって締めくくられているのである。ここにいう「在坂本人数」とは、『御社参記』に見える「在坂本之衆分」と、同じ人々を指すものと考えられる。

坂本を本貫地としたこのような大衆の存在は鎌倉時代末にまで遡って確認することができる。文保二年（一一三一）十月、大衆の一部が大宮に閉籠した時のことである。一部急進派の度重なる閉籠に手を焼いていた大衆は武力でもってこれを排除するに至るが、その時の模様を『天台座主記』は次のように伝える。

坂本衆徒等相議而悪徒為対治、翌廿日朝押寄、及合戦之處、閉籠輩神殿懸火、門楼・廻廊・樂屋・橋殿迄不殘及焼失、手負自害之死骸数多出現、穢社頭社司輩捨身命入内陣、大宮御鉢行仲成時、聖真子御鉢為香成直、客人子御鉢行延、等各奉取出、奉渡三宮神殿、

この閉籠への攻撃主体を『日吉社并叡山行幸記』もまた「坂下の衆徒等」と記しており、鎌倉時代にはすでに坂本に「坂本衆徒」「坂

下の衆徒等」と呼ばれる独自のまとまりを持った大衆勢力が確実に存在していた。

いっぽう「宿老」に関しては、「坂本衆徒」のなかにこう呼ばれた人々が遅くとも南北朝時代には存在していたことは、建武四年（一三三七）二月、「松石丸」なる者が「坂本炎上」後に作成した紛失状に「為坂本上者、賜寺家四至内并宿老御証判、欲備将来之龜鏡矣」という文言が見えることからこれまたあきらかである。ここで松石丸が「寺家四至内」とともに「（坂本）宿老」に「御証判」を求めている点は、彼らが坂本においてそれなりの公的な地位を占めていたことを示しており、その役割を知る上で興味深い。

ちなみに「宿老」という言葉に限っていえば、坂本に限らず三塔の大衆のなかにもこう呼ばれる人々が早くから存在し、大衆を時には先導し、時には宥める役目を果たしていた。「在坂本宿老」もまたそのような三塔の宿老と同様、坂本にあつて「坂本之衆分」を主導する役割を果たしていた人々であつたと考えられる。

応永元年、義満の日吉社参詣の歓迎を山上の大衆に呼びかけた「在坂本宿老」とは、まさにそのような「坂本衆徒」の実力者だつたわけであるが、その応永元年の時点での「在坂本宿老」とは、実は他ならぬ八月三日の「評定初」に「坂本」分として出席していた座禅院直全以下の十一名だつたのではなからうか。このなかには、当時、山門使節として勢力をふるっていた円明坊兼慶ら有力山徒も含まれており、いかにも「坂本宿老」と呼ぶにふさわしい。そして、であつたとすれば、「坂本衆徒」「坂本之衆分」とは坂本に本拠をおく、妻帯した山徒たちによって構成された集団であつたということになる。すなわち、三塔の大衆が妻帯しない、いわゆる学僧によつ

て構成されていたのに対して、妻帯した山徒を中心に形作られていたのが「坂本衆徒」「坂本之衆分」だったと理解されるのである。

では、義満の日吉社社参を歓迎する動きがこのような山徒の「坂本衆徒」の宿老からの提案に端を発していたとすれば、その呼びかけに応じて集まった三塔の「碩才」とは、三塔でいかなる地位にあった僧侶たちだったのであろうか。

2、執行代と学頭代

三塔の「碩才」が三塔それぞれの代表として（東塔は谷の代表、「評定初」に臨んでいたことは、『社参記』に記されたその肩書きから、一見してあきららかである。そこには彼らの所属する「院々谷々」の名前が明記されている。つまり彼らは「院々谷々」の代表としてこの評定に臨んでいたのであり、この「評定初」の歴史的な意義はまさにこの点にこそあった。

そこで以下では、中世、「院々谷々」において大衆がどのような組織をもって活動していたのかを検証していくこととしたいが、その前にその運営の中心にいたと考えられる「院々谷々」の役職者について簡単に確認しておく。

「院々谷々」の大衆を代表とする役職としては、東塔・西塔では執行、横川では別当などがあった。『驍驢嘶餘』はこれら役職について次のように記す。

一、東塔・西塔、執行ト云也、横川、別当ト云ナリ、衆僧一老任之役也、執行代・別当代、若キ衆徒任之、

大衆の代表者として「衆僧一老」が勤めたのが執行・別当であり、彼らの代理として「若キ衆徒」がその任に就いたのが執行代・別当代の職であった。

一方、谷において、大衆の代表者となっていたのは、「学頭」および「学頭代」と呼ばれた役職者たちであった。たとえば、応永元年の足利義満の日吉社への参詣時、「児童供養事」の責任者は「谷々学頭房」となっており、「三塔衆分」の供奉についても、学頭がその主導者に指名されている。

では、執行・別当と執行代・別当代、および学頭と学頭代はそれぞれいかなる関係にあったのであろうか。結論から述べれば、執行代・別当代・学頭代は、それぞれ執行・別当・学頭の下で主として実務に携わっていたものと推定される。時代は遙かに下るが、戦国時代、一院の衆議は執行代・別当代の連署で伝達されており、学頭代が谷での衆議結果の伝達役を務めていたことは、次節の今堀の事例で詳しく見る通りである。また、谷と谷との間の文書のやりとりも学頭代の署判で行われている⁴³。なお、三塔にはこの他、東西両塔の院主、横川の長吏という寺院組織上の最高責任者が存在したが、その職は朝廷・座主から補任されるもので、ここでは一応、大衆組織とは切り離して考えるべきものと理解しておきたい⁴⁴。

「院々谷々」には教学上の大衆代表として執行・別当それに学頭があり、その下で「若キ衆徒」が執行代・別当代そして学頭代として実務を担当していたというのが、中世の延暦寺の大衆組織の基本的な構成であった⁴⁵。

応永元年、義満の日吉社社参を迎えるにあたり、坂本に集まった三塔の「碩才」とは多分、三塔の執行・別当それに「谷々」の学頭たちであろう。彼らの「院々谷々」における地位は正確にはわからないが、何よりもこの「評定初」で重要な点は、先にも述べたように、彼らが「院々谷々」の代表者としてこの場に臨んでいたという

ところにある。つまり、大衆があげて將軍の社参を歓迎することを決定したという点において、この評議は画期的なものであった。また、それとともに注目されるのが、それが「坂本宿老」の呼びかけに応じて行われたものであったという点にあるが、この点については後に改めて考えるとき、ここでは引き続き、延暦寺における「院々谷々」の大衆の存在形態を、日吉社との関係で考えていくこととしよう。

日吉社が延暦寺ときわめて密接な関係にあったことはよく知られているが、同社と同寺の大衆との関係については、これまで具体的に考察されることはほとんどなかった。しかし、大衆が「谷々」さらには「院々」において団結の紐帯としていたのは、まぎれもなく日吉各社であった。この点を「院々谷々」と日吉各社の関係を検討するなかで、次に確認していくこととする。

3、日吉七社彼岸会の分割

大衆が日吉山王を産土神として深く信仰していたことについては、大衆による神輿動座がその信仰と不可分の関係にあったことを中心にかつて論じたことがあり、⁽⁴⁶⁾そこでも指摘したように、両者の結び付きは現代の我々が想像する以上に濃密かつ神秘的なものがあつた。だが、その具体的様相については、従来、全く考察の対象となることがなく、当然のことながら、これといった研究蓄積を持たないのが現状である。そこで以下では、両者の関係をできるだけ具体的な事例をもとに検証していくこととしたい。

塔・谷と日吉七社との関係を知る上でまず最初にあげたいのは、『驍驢嘶餘』の次の記述である

一、七社、(中略)二宮、西塔ヨリ知之、聖真子、横川ヨリ知

之、自餘ノ五社、東塔ヨリ知之云々、

簡略ではあるが、中世、日吉七社の管領が東塔・西塔・横川の三塔に委ねられていたことを明示している点で、この記述は貴重である。『驍驢嘶餘』が作られた戦国時代にはいまだ三塔による日吉七社の分割管理が間違いなく維持されていたわけである。ではこのような三塔と日吉社の関係はいつ始まるのであろうか。

これまた結論を先取りしていえば、それは古く鎌倉時代の初めに起こった学生と堂衆の争いにまで遡ると考えられる。両者の抗争とその結果は延暦寺の大衆の歴史のなかで、かつてないほどの重大な意味を持つが、ここではこの事件によって堂衆が寺内から完全に一掃され、その結果、学生がそれまでの堂衆に代わって日吉七社の彼岸会を管領するに至った、という事実だけを指摘しておきたい。このことを明確に伝えてくれるが、元久元年(一一〇四)二月に発せられた「後鳥羽上皇院宣」である。『華頂要略』「門主伝」三はその院宣の内容について次のように伝える。

(元久元年)二月十二日、賜 院宣左中弁長房朝臣奉云云、社頭彼岸事、

任谷々巡役次第宜令勤仕云云、是堂衆退散之後、学生勤仕之初

也、仍大宮南、二宮西、塔西、聖真子横、八王子東谷、後改、客人無動、十

禪師北谷、後、加東谷後、二宮西、南谷南、勤之、評定之上如此雖被定行、北谷相

論欲及合戦之間、今季東塔彼岸、皆於山上令勤仕畢、於西・河

者、如恒於社頭令勤仕、其後及衆議、八王子・十禪師等之彼岸被改谷配畢、

それまで堂衆の手中にあつた各社の彼岸会は、以後、学生の管掌下に入る。いくたの所領が附属する彼岸会は堂衆にとつて経済的基礎をなす法会であり、同会を失うことは、とりもなおさずその寺内

基盤の喪失を意味していた。そして、事実、この事件を契機として、堂衆が以後、再び寺に戻る事がなかったことは、遙か後代の「当今世出世制法」が寺内の二つの身分として「衆徒」と「山徒」の二つをあげながら、両者をもとに「清浄住学生」「清浄住学明室」と定義してことからあきららかである。元久元年以後、寺内勢力としての堂衆は存在しなくなったと考えてよい。

いっぽう以後長く日吉社の彼岸会を管轄することとなった学生がただちに講じたのが、「院々谷々」による七社の分割であった。「院々谷々」を単位としての彼岸会執行がここに始まる。ちなみにその分割状況を先の『華頂要略』『門主伝』三の記事に基づき一覽にして示せば、次のようになる。

大宮 — 東塔南谷

二宮 — 西塔

聖真子 — 横川

八王子 — 東塔東谷（のち西谷に改める）

客人 — 東塔無動寺

十禅師 — 東塔北谷（のち東谷を加える）

三宮 — 東塔西谷（のち北谷・南谷に改める）

『驪驢嘶餘』のいう西塔の二宮、横川の聖真子、そして東塔谷々の残り五社に対する支配体制が、彼岸会の分担としてまず出発したことが、これによって知られよう。では、このようにして「院々谷々」の分割管領下に入った日吉七社の彼岸会は、以後どのような形を展開を辿り、戦国時代にまで至ったのであろうか。

4、「院々谷々」と日吉七社

元久元年以後の詳しい経過は残念ながら追うことはできないが、

「院々谷々」がこれを契機としてやがて日吉七社を実質的に分割支配するに至っていたことは、さまざまな史料からこれを実証することができる。この点を次に「院々谷々」ごとに順次、見ていくこととする（「」内は「院々谷々」が管轄していた社名を示す）。

A、東塔

1、東谷「初め八王子、のち十禅師」

東谷と十禅師の結び付きをよく示すもの一つに、同谷による今堀支配がある。同谷が今堀を領有したのは、長禄二年（一四五八）十二月付「延暦寺東塔東谷集會事書案」によれば、かの地が「日吉十禅師彼岸料所」であったことによる。つまり、東谷の今堀領有は、同谷の十禅師彼岸会管領をもって始まっていたことになる。

今堀以外では、東谷は正和五年（一三二六）九月、「十禅師御簾神人」の殺害に関わって訴えを起こしており、これも同谷が十禅師社を管領していたことから起こした訴訟と考えてよからう。なお、東谷による「日吉十禅師彼岸料所」今堀の「管領」については、次節で改めて検討を加える。

2、北谷「十禅師」

北谷が十禅師社を管領していたことを示す出来事としては、山城国上野庄をめぐる争いで、正和五年（一三二六）十月、「当谷（北谷）并十禅師大般若供僧中」が東寺を相手取り朝廷に訴えた事件をあげることができる。同庄をめぐる争いで、北谷は元亨四年（一二三四）十一月、「延暦寺東塔北谷十禅師二季彼岸料所」という表現で、その領有権を主張しており、北谷でも大衆が十禅師の彼岸会を結節点として自分たちの所領を保持していたことが知られる。

3、南谷「大宮」

大宮が担当とした南谷については、寛喜元年（一二二九）八月の大宮の彼岸所における青蓮院門徒と梨本門徒の抗争事件が、同谷大衆の彼岸会勤仕の有様をよく伝えてくれる。次に引用したのはその事件の模様を伝えた『明月記』の記事である。⁵³

静俊告送云、昨日^{廿八日}、彼^{岸初日}、於社頭大宮彼岸所、両門徒鬪諍、南谷衆徒勤彼岸、青蓮院方欲著座、梨本遏絶之間、於彼岸所及合戦、未曾有事云々、

これによって、元久元年二月の「後鳥羽上皇院宣」に則って「南谷衆徒」が大宮の彼岸会を勤めていたことが確かめられよう。

またこの南谷の大衆による大宮社における彼岸会勤仕について、『日吉社神道秘密記』は「大宮彼岸所、雑舎迄兩棟アリ、二季法事、南谷上中下僧悉参籠事也」と記している。⁵⁴ 同記によれば、同じ大宮の彼岸所の「上座」は夏堂として用いられ、そこでは南谷の「中僧」が「香華燈明」を常時、調べていたという。大宮の彼岸所が彼岸の「二季法事」にとどまらず、日常的に南谷の大衆の仏事を営む場所として確保されていたことがわかる。なお、大宮の修理も通常は、南谷が担当することとなっており、たとえば応永元年（一三九四）八月、足利義満の日吉社参詣を迎えるにあたっての大宮彼岸所の修理は同谷に課せられている。⁵⁵

この他、南谷が日吉社に関与した出来事としては、文明四年五月、同谷大衆が十禅師の神輿を根本中堂に担ぎ上げた事件がある。⁵⁶ 十禅師は同じ東塔でも北谷・東谷が管領する社であり、なぜ南谷が同社の神輿をかつぎ上げたのかはよくわからないが、南谷が起こした事件としてあげておく。

4、西谷「初め三宮、のち八王子」

西谷が知行していた京都の「五条町高辻間東西八町地事」は、かつて「八王子神人」が殺害されるという事件があった時、大衆の「大訴」を恐れて、朝廷から同谷に与えられたものであったという。応仁の乱後まもなく書かれた「延暦寺東塔西谷学頭代書下」は、その間の事情を「五條町高辻間東西八町地事、依日吉八王子神人殺害、山門企大訴、御成敗申下、年来当谷令知行」と簡潔に記す。⁵⁷ この出来事がいつのことか正確にはわからないが、同谷による八王子社管領の明証となろう。

5、無動寺「客人」

客人社と無動寺の関わりについて、鎌倉時代の『耀天記』に「客人官事」について次のような伝承が載る。⁵⁸ 秀広なる宮籠が初めて「聖真子ノ東勝地」に客人社を祀った時、許可なくこれを行ったとして、座主慶命はその破壊を命じた。ところが翌日、客人社の宝殿に雪が一尺も積もるといふ靈異が現れ、これに驚いた慶命は逆に「自今已後者、我門弟等、偏以此社可奉崇也」と述べ、以後、「四月御輿」と「二季彼岸ノ勤」は「皆以無動寺」が沙汰するようになったという。

客人社が無動寺の管轄下に入るのは、元久元年以後のことであり、『耀天記』の記す「客人官事」は時代的に合わない。しかし、両者がいかに早く密接な関係を作り上げるに至っていたかをこの話はよく伝えている。

ちなみにこの伝承で「二季彼岸ノ勤」と並び称されている「御輿馬」とは、日吉祭の時に神輿とともに七社の神々の乗物として出されたもので、その各塔・谷の分担について、『耀天記』は次のよう

に記す。

一、御輿馬勤仕事

一ノ御馬貫首御勤仕也大宮、次々ハ僧綱役也、二宮西塔院主、
聖真子横川長吏、八王子東塔新任僧綱、無新任之時、客人無動寺新任僧綱、有職役、十禅師西塔新任僧綱、無新任之時、三宮東塔新任僧綱、無新任之時、八王子二同也、下八王子西塔新任僧綱、無新任之時、十禅師二同也、

客人社では「無動寺新任僧綱」がこれを勤めており、他の六社（下八王子を含めれば七社）の場合も、多少の異同はあるものの、その分担は彼岸会の分担とほぼ一致している。

さて、無動寺と客人社との結び付きに戻ると、貞和四年（一三四八）正月、室町幕府からの要請によって、青蓮院尊円が坂本で冥道供を修した時のこと、彼はその道場に他ならぬ「客人彼岸所」を選んで⁹⁹いる。青蓮院は古くから無動寺谷を支配しており、尊円が客人社の彼岸所を選んだのもこのためであった。この時、尊円は無動寺と客人社彼岸所との関係について触れ、「且無動寺管領旁依為便宜也」と述べている。無動寺が客人社彼岸所を管領下においていたことをこれほど明確に伝える言葉はなからう。

東塔の「谷々」に関しては以上の通りであるが、三院（三塔）のなかで院単位ではなく、谷単位で日吉七社の分割を受けていたのは東塔だけである。寺内における東塔の実力の程がうかがえるが、それはともかくとして、東塔大衆が一院として事を起こすにあたっては、同院所属の谷々が管領するいずれかの神社に拠るのが通例となっていた。たとえば康正元年（一四五五）八月、東塔領の近江国中庄に關わる訴訟では「客人神輿」が山上にかつき上げられており、また文明七年（一四七五）三月、「東塔衆徒」が六角高頼「退治祈

禱」を執行した時には、大宮彼岸所がその参籠場所選ばれている。さらに時期は正確にわからないものの、戦国時代、「三宮遷宮奉加」のために東塔執行代が奔走しているのも、同じ事情に基づくものと思われる。

なお東塔の五谷のなかでは、一院の中央に位置した南谷がもっとも力を持っていたようで、元応元年（一三一九）の「日吉社社領注進雜記」によれば、「大宮毎夜油」を初めとする日吉社に關わるさまざまな費用を出す、近江の小大國郷（犬上郡）・吉田郷（犬上郡）・小八木郷（愛知郡）・長野郷（愛知郡）等の所領はすべて南谷が管領していたとい¹⁰⁰う。

B、西塔「二宮」

永徳二年（一三八二）四月、室町幕府は「二宮回廊修理」を「隆猷」なるものに命じているが、この「隆猷」とは西塔の大衆の一人であった南岸坊を指すと推定される。西塔の管轄する社殿であったればこそ、同塔の構成員であった「隆猷」に幕府はその修理を命じたのではなからうか。

時代はやや下るが、文安四年（一四四七）七月、長禄二年（一四五八）十二月の二度にわたり、二宮から西塔に閉籠するものが出現しているのも、これまた二宮が西塔の管轄下にあり、同塔の大衆が二宮を自分たちの社と理解していたが故の行動と考えられる。そして、特にこの点を明確に物語ってくれるのが長禄二年の事件で、そこでは二宮の神輿を帰座するにあたり閉籠衆は次のように述べている。

長禄二年十二月廿七日、山門西塔釈迦堂閉籠衆議曰

可早相触末寺末社事

右当院神訴悉預嚴重御裁許、今日既奉成 二宮神輿之帰座、所
及一院滿徒之歓悦也、然上者、急致末寺末社之開門戸、速任歳
暮歳首之嘉躅令遂恒例費、可専朝家精祈之旨、衆議如斯而已、
二宮神輿の帰座を、「一院(西塔)滿徒」が喜ぶ背景には、両者の
特殊な結び付きが存在したと見なければなるまい。

応仁の乱以後では、文明十年(二四七八)十月、「山門西塔院雜
掌」が「御室御下知」による「日吉二宮八講料所」の押領を幕府に
訴えている。また、先に見た御輿馬では、二宮分が「西塔院主」の
担当となっていたことも付け加えておきたい。

C、横川「聖真子」

嘉禎二年(一二三六)五月、横川中堂の寄人清三郎なる者が日吉
小五月会の馬上役の差定をうけ、その免除を認められなかった時、
横川の大衆がこれに抗議して「聖真子神輿飭具」を奪い取り横川中
堂に安置するという事件が起こっている。また弘長三年(一二六
三)八月、「堅田浦検断」のことで西塔と争い敗れた時にも、やは
り横川の大衆は同社の神輿を横川中堂に振り上げている。

このうち嘉禎二年の出来事では、「惣大衆」の「宥沙汰」を受け
た横川の大衆はやがて「神輿飭具」を返却しているが、三院のなか
で横川の大衆が孤立した時、彼らが頼りとしたのが他ならぬ聖真子
の神であったことは、充分注目されてよい。この点は座主の裁許に
抗議して行動を起こした弘長三年の出来事も同じで、ともに横川の
大衆が聖真子社を自分たちの神社として崇め守護していたことをよ
く物語っている。時代が下がっては、文明十四年(二四八二)四月、
横川中堂が炎上したとき、同所にかつぎ上げられていた聖真子の神
輿がいっしょに焼失している。

以上、元久元年以降、「院々谷々」が日吉七社といかに密接な関
係を結ぶに至っていたかを検証してきたが、改めてそれらを整理す
れば、次のようになろう(カッコ内は事項を史料によって確認できた
塔・谷を示す)。

- ① 彼岸会の執行(院々谷々)
- ② 香華燈明の調進(東塔南谷)
- ③ 御輿馬の勤仕(院々谷々)
- ④ 神輿動座(院々谷々)
- ⑤ 社殿・回廊の修理(東塔南谷・西塔)
- ⑥ 彼岸料所の支配(東塔東谷・東塔北谷)

このうち①から④までは、各塔・谷がそれぞれの社を信仰の紐帯
として保持していたことを示すものであり、なかでも日吉祭の御輿
馬、抗議行動の際の神輿動座は、各地域が該当の社(神)を自分た
ちの社(神)と認識していたことを明確に指し示している。そして
⑤にみられるように、社殿・回廊の修理が決して他の地域に課せら
れることなく、担当の「院々谷々」の負担するところとなっている
のも、この点からすれば、至極当然のことであった。

鎌倉時代以来、「院々谷々」が信仰面において日吉七社ときわめ
て有機的な関係を取り結ぶに至っていたことがあきらかとなった。
両者の関係はこれまで考えられていた以上に密接なものがあつたと
いえる。そして、また、その関係が広く経済面にまで及んでいたこ
とは、⑥の事例が示す通りである。次にこれらの点に留意し、
「院々谷々」の運営実態を東塔東谷による今堀支配等を中心に、よ
り具体的に検証していくこととしよう。

四、「衆議」の世界

1、東塔東谷領今堀

近江の今堀は、中世、延暦寺の東塔東谷の領有下にあったこと知られるが、同谷が今堀を支配を具体的にどのようにして行っていたかにはこれまでほとんど検討を加えられることはなかった。『今堀日吉神社』として残る膨大な文書のなかには、むろん数多くの東塔東谷が発給した文書が残されている。にも関わらず、この点になんら注意が払われなかったのは、文書が誰の手によっていかなる権限の下に発せられていたのか、という史料操作に関わるもつとも基本的な作業を抜きにして研究が進められてきたことを物語っている。東塔東谷の大衆はどのようにして今堀を支配していたのであろうか。

古くは正安三年（一三〇二）十二月付「延暦寺東塔東谷仏頂尾衆徒訴状案」が同谷の今堀領有について「得珍保者為往古日吉十禪師社領、当尾管領而致御祈禱重色無双之地也」と記す。これを信じれば東塔東谷（仏頂尾）による今堀支配は、やはり同谷の「日吉十禪師社」管領以後、すなわち元久元年以降のこととなる。この点について、先に触れた長祿二年二月十九日付「延暦寺東塔東谷集會事書案」も「右蒲生郡得珍保者、日吉十禪師彼岸料所、山上諸講演嚴重脚也」と記しており、まず間違いない。

また、正安三年の訴状案によれば、当時、今堀の領有主体は東塔東谷の仏頂尾であったということになるが、これはこの時期、「日吉十禪師社領」が東谷のなかでさらに細かく「尾」ごとに分割されていた結果と推定される。しかし、少なくとも南北朝時代以降にな

ると、「尾」ごとの十禪師社領の分有は見られなくなり、今堀は東塔東谷が「谷」としてこれを領有するようになっていく。そして、そのような東谷による今堀支配のあり方を何よりもよく示してくれるのが、『今堀日吉神社文書』に多数残されている東塔東谷学頭代の「衆議下知状」である。

表1は、それら「延暦寺東塔東谷学頭代衆議下知状（以下、「東塔東谷学頭代衆議下知状」等と略記する）」をまとめ一覧としたものである。学頭代が発給した書状等の文書も合わせあげておいた。

従来、これら「東塔東谷学頭代衆議下知状」は、単に「山門衆議下知状」「山門学頭代下知状」等の名で呼ばれてきた。しかし、すでに見たように学頭代とは各谷の実務を担当した役職であり、とすれば、彼らが発給した文書の名称には所属する谷名を冠するのが最も妥当と思われる。

なお、表1の文書の多くは、その発給者を「学頭代」としか記さないが、これらを一括して東塔東谷の学頭代の発給文書と判定したのは、内容が今堀の支配に関わるものであること、ならびに次に掲げた一通のように、「東谷学頭代」「本院東谷学頭代」と明記したものがあることによる。

就御服商人等、奉書并遵行等、如此在之、以此旨、如先規、可致沙汰之由、折紙如件、

寛正五年

十一月廿四日

本院東谷

学頭代（花押）

得珍保御服衆

商人中

表1 『今堀日吉神社文書』所収の延暦寺東塔および東塔東谷衆議発給文書等一覧

No.	年月日	文書名	書止め文言	発給者	宛所	端裏書
4	弘安7年11月	(東塔東谷衆議下文カ)	依衆議、所仰如件	□預法印	得珍保百姓等所	
17	永和4年10月	東塔東谷衆議下知状案	依衆議令下知所也、仍状如件	□阿闍梨	図師	
36	応永25年8月	東塔衆議下知状案	依衆議、執達如件		石塔寺小里神人中	
47	応永34年12月	東塔東谷衆議下知状	依衆議、執達如件		得珍保両沙汰人中	
64	嘉吉2年10月	東塔東谷衆議下知状	右下知之状、如件		高谷百姓中	
66	嘉吉2年11月	東塔東谷衆議下知状	依衆議、執達如件		得珍保図司一揆中	
69	文安4年7月	東塔東谷衆議下知状	依衆議、執達如件		(なし)	
70	文安5年11月	東塔東谷衆議書下	仍執達如件		保内新開奉行中	
79	享徳4年4月	東塔東谷衆議下知状案	依衆議、執達如件		図司中	
80	康正3年8月	東塔東谷衆議下知状	依衆議、執達如件		今堀蛇溝両郷百姓中	
81	長祿2年2月	東塔東谷衆議下知状案	依衆議、執達如件		得珍保両沙汰人中	
87	寛正4年閏6月	東塔東谷学頭代書下	仍執達如件		(なし)	
88	寛正4年7月	東塔東谷衆議下知状	依衆議、執達如件		保内御服商人	
89	寛正4年9月	東塔東谷学頭代書下	仍執達如件		(なし)	
97	寛正5年11月	東塔東谷学頭代書下	仍執達如件		保内御服商人中	
98	寛正5年11月	東塔東谷衆議下知状	折紙如件		得珍保御服衆商人中	
103	応仁2年8月	東塔東谷学頭代制札案	仍所定如件		(なし)	
108	文明5年3月	東塔東谷衆議下知状	依衆議、執達如件		得珍保両沙汰人中	
155	大永5年3月	東塔東谷学頭代下知状	可被相触候也、仍下知如件		得珍保両沙汰人中	
160	享祿1年閏9月	東塔東谷学頭代書下案	仍執達如件		得珍保両沙汰人中	
165	享祿4年9月	東塔東谷学頭代書下案	堅可被相触候也、仍執達如件		得珍保両沙汰人中	
202	弘治3年7月	東塔東谷学頭代下知状	可被相触者也、仍下知如件		得珍保今堀郷惣中	
206	永祿1年5月	東塔東谷衆議下知状	依衆議、下知如件		今堀郷	
212	永祿1年12月	東塔東谷衆議下知状	依衆議、下知如件		本間參河守・永田備中守	
246	年未詳2月18日	東塔東谷学頭代書状	恐々謹言		本間參河守・永田備中守	
247	年未詳2月18日	東塔東谷学頭代書状	恐々謹言		保内図司	
248	年未詳2月18日	東塔東谷学頭代書状	恐々謹言		保内両沙汰人	
277	年未詳8月26日	東塔東谷学頭代下知状	能々可被相触者也、仍下知如件		保内両沙汰人	
280	年未詳9月11日	東塔東谷衆議下知状	依衆議、執達如件		保内百姓中	

(注) **☆印は、それぞれ花押が同一であることを示す。

そこでこれら表1の「東塔東谷学頭代衆議下知状」の内容であるが、谷の組織に関わってなによりも注目されるのはその書留文言である。書留文言の多くは「仍衆議、執達如件」「依衆議、下知如件」となっている。つまり、これら学頭代の下知状はその大半が「衆議」をもとに発給されたものであったことがこれにより判明しよう。むろんここにいう「衆議」とは、東塔東谷の大衆による「衆議」を指す。「衆議」に基づいて今堀を支配していた主体が他ならぬ東塔東谷の大衆であったことをこれほど明確に示す書留文言はない。

東塔東谷の今堀支配に見られるような、「衆議」の決定を学頭代が現地伝達するという彼岸料所支配の方法は、彼岸会が「院々谷々」に割り当てられたものであったことからすれば、もつとも自然な在り方であった。東谷とともに十禅師の彼岸会を受け持っていた東塔北谷でも、鎌倉時代末に同会の料所として寄進された山城国上桂庄の領有をめぐって東寺と争った時、その相論の矢面には「当谷（東塔北谷）十禅師彼岸結衆」が立っているが、ここにいう「彼岸結衆」もまた谷の大衆を指すものと考えられる。⁸⁴

2、「谷々」の所領

そして、「谷々」単位所領の支配という観点からいえば、より重要な点はこのような衆議をもって基本とするやり方が彼岸料所に限らず、「谷々」領全般に広く及んでいたというところにある。

先に東塔南谷の箇所で紹介したように、日吉社の多くの神供料所もまた「院々谷々」の支配するところとなっていた。その結果、すでに鎌倉時代末には、日吉社の社家をして「山洛僧綱衆徒并甲乙人等知行神領社領等多之歟、非社家進止之上、云在所、云領主、不存知之間、不能勒矣」と言わしめるような状況が現出していた。⁸⁵ また

日吉社領以外でも「谷々」にはさまざまな経路を経て幾多の所領が集積されており。一例をあげれば、室町時代に東塔南谷が「数百年知行」していた（山門本院南谷領）城州紀伊郡内角田⁸⁶は、「乗蓮坊兼榮先祖兼慶法印」が買得し同谷に寄進したものであったという。⁸⁷「院々」領まで含めれば、「山門東塔領近江国中庄」「山門西塔院二季講領⁸⁸」、「（西塔）南尾領江州高島郡針畑庄上銭⁸⁹」など、各種史料から数多くの「院々谷々」領を抽出することができる。そして、それら各種の「院々谷々」領においても、その支配の基本となっていたのはやはり大衆の「衆議」であった。

時代はやや下るが、永正十三年（一五一六）、西塔南尾（谷）領の「御祈禱料所」針畑庄（近江国高島郡）において、その「上銭」が代官「蓮宝」の不法を理由に幕府に没収されるという事件が起こった時のことである。同谷ではただちに「更於蓮宝所行者、一谷無存知之、殊其身令離山之旨」を幕府に訴えている。「一谷」というからには、訴えは「衆議」によって決定されたものと考えてまず間違いない。幕府はすぐにこの「一谷」の主張を認め「上銭」の返還を現地に命じている。⁹⁰

また時代はさらに下がるが、『八坂神社文書』には西塔南尾（谷）の学頭代が発給した、次のような書下が収められている。⁹¹

就祇園執行借錢無沙汰事、江州山上保神供料所押置者也、万一為社中得語彼執行、令山門成敗於違背者、云執行、云社人、懸于其身、可及一段之衆議者也、仍折帛之条如件、

文明元年

十二月五日

南尾学頭代

頼□（花押）

祇園神供奉行

三人御中

先の今堀における東塔東谷の場合と同様、学頭代が南尾の「衆議」結果を伝達したものであり、「谷々」がその所領支配において、大衆の「衆議」を最優先としていたことをここでも確認できる。

谷のなかには、所領の支配に代官を採用するところもあつたが、むしろその場合でも「衆議」による決定が前提となつていた。永享二年（一四三〇）、東塔南谷領の長野郷（近江国愛知郡）「別納捌拾石」の代官の「知行権」をめぐる、二人の山徒（金輪院弁澄と聖行院兼奢）が争つた時のことである。そこでは「為非交衆其谷領知行之有無」が大きな争点の一つとなつている。⁸⁶ここにいう「交衆」とは谷の成員を指す。相論は「雖非交衆、他院・他谷領知行之例為連綿」という主張が通つて、結局は金輪院弁澄の勝訴に終わつてはいるが、谷の所領が「交衆」のものであるという考え方が存在したことをよく示す出来事といえよう。⁸⁷

以上、「谷々」が日吉社の彼岸料所を初めとする諸所領の支配にあたり、「衆議」を第一義としていたことがあきらかとなつた。先に園城寺で検証した大衆の「衆議」による一院運営の原則は、延暦寺の「谷々」の所領支配でも貫かれていたと理解してよい。ただ、延暦寺の場合「惣寺」の規模は遙かに大きく、「谷々」の上には「院々」が存在していた。「院々」はこれら「谷々」をどのように束ねていたのであろうか。再び『今堀日吉神社文書』を用いて、次にこの点について考えていくこととしよう。

3、「一院」と「谷々」

『今堀日吉神社文書』には「谷々」が争つた場合、その上部の「一院」がいかに機能していたかを示す興味深い文書がいくつか残

されている。

寛正四年（一四六三）、今堀と横関が御服座の支配をめぐる争つた時のことである。今堀が東塔東谷の領有下にあつたのに対して相手方の横関は根本中堂寄人で、両者は期せずして同じ東塔に所属する谷と堂（供僧）の支配を受けていた。このため裁判は上部の「一院」すなわち東塔の「衆議」に委ねられている。

次に引用したのは、この相論に関わつて東塔東谷の学頭代が保内に下した下知状（A）と、東塔東谷の集會事書（B）である。⁸⁸

A、就今度横関与保内御服座相論事、両郷共、依為山門領、以一院之衆議、為落居之处、横関商人等掠 公方奉書申出、致理不尽沙汰之条、太以曲事也、所詮、無謂上者、何度雖申、不可承引之由、以衆儀^議、執達如件

寛正四

七月廿六日

東谷

学頭代（花押）

保内御服商人

B、寛正五年九月二日、山門本院東谷集會儀江可早被相触伊庭事
右、江州野川御服商人者、自往古、為本座令商売之处、去年横関商人等構新儀、及違乱之間、於一院令対決之处、於野川者、御服本座之証文明鏡也、於横関者、依不对一紙之証文、任野川理運、被付沙汰^沙、然上者、向後出沙汰、於商人者、可処罪科之由、一院衆儀^議一定之处、今度横関族根本中堂安居結願可延引之由、依歎^遵申、為新儀者、野川商人可停止之由、被成本書之处、理不尽^遵行之条、希代之猛惡也、已前既於山上令落居之上者、不可有承引者也、宜被得其意之旨訖、
Aにいう「依為山門領、以一院之衆議、為落居」という一文から、

この争いが東塔（一院）において「衆議」をもって裁かれたことがまず知られよう。Bにいう「於一院令対決」「一院衆儀一定」既於山上令落居」といった文言も、やはり同じ事実を指し示しており、東塔内部の争いが「一院之衆議」で決せられていたことが確認できる。このような一院の「衆議」による裁決の結果は、通常、執行代をもって当事者に通達されることとなっており、『今堀日吉神社文書』には、次のような応永二十五年八月二十一日付の「東塔執行代下知状」が残る。

就塩・海草商売之事、小里之土民等構無理之新儀、及保内売買之違乱、背勅許、違法度云々、為事実者、無勿体之次第也、仍可守往古之規範之上者、対得珍保可停止積習之旨、依衆議、執達如件、

応永廿五年八月廿一日
石塔寺小里神人中
執行代祐鎮 在判

この文書はこれまで「山門衆議下知状案」と名付けられていたものであるが、発給主体が延暦寺の東塔執行代であったことは、その署名の肩書きおよび内容から一見してあきらかであろう。また、「依衆議、執達如件」という書留文言からは、執行代が「一院」大衆の衆議結果を受けて、ちょうど学頭代が「谷々」大衆の衆議結果を受けて下知状を発給していたのと同じように、この下知状を発給していたことがわかる。先の今堀と横関の場合も現存はしないものの、同じような「一院（東塔）」執行代の下知状が発給されていたものと理解してよい。

むろん東塔に限らず西塔・横川においても事情は同じであった。

時代は少し下がるが次に引用したのは、天文十四年（二五四五）八月、西塔の執行代が北野社神人の「麴座中」へ下した下知状（折紙）である。

西京麴之事、被帶数通之御判并証文等、従先規無他妨被進止之段、無其紛之処、近年有名無実之儀在之云々、不可然、所詮任旧例、被止非分族、為当一所可被申付之由、依衆議、折帛如件、

天文十四

八月三日

西塔院

執行代（花押）

北野社神人
当所麴座中

西塔でも執行代が「衆議」伝達の文書を発給することになっていくことが知られよう。

なお、被支配地域から訴えがあった時には、「谷々」が「一院」内で彼らの代弁者としての役割を果たすことになっており、応永十三年七月、日吉大宮神人小幡住民が今堀を相手取って訴訟を起した時も、彼らは目安をまず東塔南谷に提出している。大宮は元久元年以来、東塔南谷の管領下にあり、小幡住民が目安を最初に同谷に提出したのもこのためであった。支配者としての「谷々」が、その支配下の人々に対して一定の庇護の義務を負っていたことをこれらの訴訟手順はよく示している。

以上、延暦寺において「一院」が「衆議」によって「谷々」間の調整機能を果たしていたこと、またそれら「一院衆議」の結果は通常、執行代によって現地に伝達されていたことなどがあきらかとなった。ではその「一院衆議」とは具体的にどのようなものだったのであろうか。

4、「一院衆議」

「一院衆議」の在り方を示すものとして、貴重な史料となるのが、叡山文庫蔵の『山門雜記』である。⁽⁸⁵⁾そこには時代はやや下るが、永正十四年（一五一七）から同十七年にかけて、西塔において行われた次のような四件の「一院衆議」が記録されている（収録順）。

- ① 永正十五年三月廿日、於執行代坊一院衆議條々、
- ② 永正十四年八月十三日、於月輪房本堂修理奉行事、一院衆議條々、
- ③ 永正十五年二月廿一日、於政所一衆之議條々、
- ④ 永正十七年十二月廿四日、於執行代坊一院会合衆議條々、

この内、①は永正十五年四月、根本中堂の竣工供養に関わる衆議で、供養のため登山してくる將軍足利義植らを迎えるための対応を議したものである。⁽⁸⁶⁾②は事書にある通りその根本中堂の修理費用、および勸学講の人師・結衆への講米の下行方法などを議題としたもので、③は西塔の釈迦堂の修理を、また④は「栗太講米和市」に関しての領民からの訴えをそれぞれ議題としたものである。⁽⁸⁶⁾

ここに記録された西塔の「一院衆議」でまず注目されるのは、その衆議の場所である。四件のうち二件までが「執行代坊」をその会場としている。⁽⁸⁷⁾これは執行代が「一院衆議」の中心的な立場にいたことを示唆している。さらに会場に執行代の坊舎や政所といった比較的狭い場所が用いられていることからすれば、そこに西塔の大衆全員が集合していたとはとうてい考えられず、江戸時代の「一院衆議」がそうであったように、⁽⁸⁸⁾谷々からの代表者、具体的には谷々の学頭たちだけが参集していたらしいことがうかがえる。

衆議内容としては、一院と谷々の関係を考える上で特に重要と思

われる次の五つの議題をあげておきたい（末尾の数字は収録順の番号）。

A、今度就堂供養之儀、公家・武家・諸門跡可有登山云々、於宿坊自然狼藉并贓物等指失之儀有之者、不云権門勢家之被官、可被處嚴科、万一及鉾楯者、於院内可被鳴鐘、然者則谷々令出対、其谷へ馳向、可有合力、尚以兎角之儀有之者、達 上聞、堅可被制止、如此被定置上者、為宿坊主人へ一院議定旨、具可被相理事（①）、

B、本堂上葺等修理雖及大破、依無公物遅々處、内保段錢并善淨院・善栄院奉加雖有之、属少分間、猶以公物調法之談合可有之事（②）、

C、釈迦堂修理之儀、先度於執行代房被調衆議上者、公物足付早々谷々可有催促事（③）、

D、当年湯次勸学講之事、人師・結衆共以敬被參勤、於講米者、雖令寄修理要脚、法会可為退転之基歟、所詮人師式十疋・結衆十疋宛可有奉加、於講米者本法有曳進、御講事式日可有執行之旨、文書奉行并於谷々可有披露事（④）

Aは根本中堂の竣工供養にあたり、もし公家・武家との間で「鉾楯」が起こった場合の対応を決めたものである。「於院内可被鳴鐘、然者則谷々令出対、其谷へ馳向、可有合力」という取り決めは、一院における武力行使の在り方を具体的に示すものとして注目される。どこかの谷で事件が起こった時には「鐘」を合図に谷々から「合力」の軍勢が駆けつけることになっていたわけであり、一院の武力が谷々の連合によって成り立っていたことがわかる。

大衆が自らの経済的基盤として「公物」なるものを保持していた

ことについては先に述べたが、それが一院においてどのような使われ方をしていたかを具体的に伝えてくれるのがBとCである。Bは「本堂（釈迦堂か）」の修理のために改めて「公物」を集めることを、またCも「釈迦堂修理」のための谷々からの「公物」供出を決議しており、「公物」がその名の通り一院のいわば公の費用となっていたこと、およびその運営主体が谷々と一院にあったことが確認できる。

最後のDは「勸学講」に出席する「人師・結衆」への「講米」支給について議論したもので、一院における講の運営形態の一端を伝えて興味深い。一院・谷々で執行されていたさまざまな講への出席者には、ここに見える勸学講と同様に、一院・谷々から応分の「講米」が支給されていたのであろう。一院・谷々が本来、宗教的営為のための生活共同体であったことからすれば、これは当然のことともいえるが、その実態を伝える史料は意外に少なく、貴重な事例の一つとしてあげておきたい。

一院の統率が仏事はもとより大きくいえば軍事・経済面にまで及んでいたことが『山門雑記』の記載よりあきらかとなった。一院はたんに「谷々」間の調整に止まらず、それ自身が独自の意志をもって機能していたと評価されなければならぬ。では、このような強い独立性を保持していた谷・院を基礎にして、惣寺は最終的にどのような形で形成されていたのであろうか。

応仁の乱後になると、延暦寺では惣寺の意志を伝達するものとして、三院の執行代（横川は別当代）の連署状がしばしば用いられるようになる⁹⁸。執行代を代表として三院が連合して惣寺を作り上げていたことを示すものであり、そこには執行代を結接点とした三院の

強い結び付きを見出すことができる。中世、幾度となく繰り返された他宗・他寺に対する一山あげての武力行使を伴う激しい攻撃を根底で支えていたのは、このような惣寺としての強固な結束であったと考えられる。ただ、外敵に対しては鉄壁の団結を示した惣寺ではあったが、その内側が常に一枚板でなかったことは、これまで述べてきたことからあきらかであろう。

たとえば、第二章で取り上げた賢聖坊の住坊破却をめぐる東塔と西塔の対立でも、最後まで惣寺としての話し合いが行われた形跡はない。園城寺の応永二十三年の南院と中・北院との争いの場合と同様、一院同士が反目した場合、当事者間での解決は非常な困難を伴った。谷から院へと積み上げられてきた高い自主・自立性が、惣寺としてのまとまりを阻害する結果をもたらしていたわけであり、惣寺が抱えていた大きな矛盾の一つがここにあった。

以上、中世、延暦寺の大衆組織が、下から順に「谷々」「院々」そして「惣寺」という重層的な構造を持って存在していたこと、および各レベルの共同体においてその運営主体となっていたのが大衆であったことが実証できたと考える。第一節で検証した園城寺の場合と合わせ、中世寺院において「惣寺」を構成していたのは間違いなく大衆であり、彼らによる「衆議」であったと結論付けることができよう。

なお、「惣寺」の歴史的な性格をよく示す特徴として今一つ指摘しておきたいのは、それが多かれ少なかれ神社をも巻き込んで展開していたという事実である。延暦寺でいえば「院々谷々」と日吉七社、園城寺でいえば三院と新羅社（北院）、護法社（中院）、三尾社（南院）の三社の関係である。これは大衆が共同体単位での結束の紐帯

を各社の祭神を産土神とする疑似的な血縁関係に求めていた結果と考えられる。⁽¹⁰⁾

この点を念頭に置いた上で、延暦寺の大衆がもっとも重要な結束の場としていた日吉各社の彼岸所が現実にかなるものであったかを最後に見ておくこととしよう。

五、日吉社の彼岸所

1、彼岸所の濫觴

日吉社の彼岸所については、すでに景山春樹・黒田龍二両氏による研究があり、そこでは年二回の彼岸会を初めとする仏教的な行事が執行されていたこと、その数は日吉七社のものを筆頭に二十数棟にも及んだこと、さらにはそれぞれの彼岸所が莊園を有していたことなどがあきらかとなっている。しかし、建物の構造・性格についてはいまだ正当な評価が下されておらず、その運営主体に關してもこれを「堂衆下僧」とするなど、あきらかな間違ひも少なくない。⁽¹¹⁾以下ではこれまで検証してきた中世における延暦寺の大衆組織の実態を念頭におきながら、今一度、私なりに彼岸所について考察を加えていくこととする。

日吉社の彼岸所を考えるあたり、もっとも重要と思われるのはその濫觴である。この点について諸記録は塔下の彼岸所を最初のものとし、たとえば室町時代に作られた『嚴神抄』は次のように記す。⁽¹²⁾

一、塔下ノ三聖惣社ト申ハ、中比此所ニ明達律師御庵室在之ケリ、
律師山王ノ法樂ニ護摩ヲ修シ玉フ時、三聖御形止テ爐壇ニ現玉
フ、既ニ聖影向ノ所ナレバトテ、律師ハ此所ヲ去テ、他所ニ住

玉フ、即彼庵室ヲ以テ、三聖ノ御社トス、社頭ノ彼岸講モ、明達律師御時ヨリ始レリ、彼岸所ト申事モ、塔下ノ彼岸所ガ最初有也、其後惠心先徳、七社権現ノ御神躰ヲ、手ヲ自ラ作り写シ奉テ、此社ハ餘社ニ不積不可有火事ノ難トテ、此宮ニ悉ク安置シ玉フ故ニ、三聖ニ不限、七社惣躰御ス也、

塔下社は平安時代前半に「三聖」を拝した明達によって創建され、のち惠心によって七社の神体が祭られた社であったというのである。『日吉社神道秘密記』は同社には「日本六十餘州大小神祇」が祭られていたとも伝える。⁽¹³⁾

彼岸所がこのような来歴を持った塔下社に創設されたことは、次の二つの点で興味深い。まずその第一は祭神が「三聖(大宮・二宮・聖眞子)」という、延暦寺(大衆)によって選定された三神によって占められている点である。塔下は当初より延暦寺の神社として出発していたのである。また第二にこの点と關わって注目されるのは、「三聖」から「日吉七社」「日本六十餘州大小神祇」へと次第に拡大し、その祭神の在り方である。それはまさに日吉社を出発点として最後は全国の神々までも自分たちの世界に取り込んでいこうとした延暦寺の壮大な思想を凝縮したものとなっている。つまり塔下は、延暦寺にとっての神祇世界への進出をもっとも直截な形で表現した社であったと理解され、そのような塔下に最初の彼岸所が設置されたのは、ある意味で当然の結果であったともいえるのではなからうか。⁽¹⁴⁾

「日吉七社」「日本六十餘州大小神祇」を祭ることから「惣社」とも呼ばれた塔下の彼岸所がしばしば大宮・二宮の彼岸所と同等の取り扱いを受け、時には大衆の集合場所として用いられているのも、⁽¹⁵⁾このような同社独特の性格と無関係ではあるまい。なお、塔下社は

鎌倉時代以後は西塔の管領下に入っており、安貞元年（一二二七）二月の修理も「西塔衆徒」によって行われている。

塔下社の彼岸所創設以降、平安・鎌倉時代を通じて、他社の彼岸所がどのようにして作られていったかは、残念ながら史料を欠きわからない。ただ、鎌倉時代に入ると日吉七社を初めとする主な社殿にはほとんどすべて彼岸所が附属するに至っていたようである。また、同じ頃には日吉社の境内だけでなく、山上の「院々谷々」に勧請された社にも彼岸所が設けられており、たとえば元久二年十月の学生と堂衆の争いでは、山上の「南谷彼岸所」が焼失している。さらに時代は遙かに下るが、次節で見る江戸時代前半の延暦寺を描いた三千院蔵「延暦寺・日吉社図屏風」にも、山上に「山長彼岸所」が描かれている。ちなみに三千院蔵のこの屏風には東塔東谷仏頂尾に十禅師社が見えており、東塔東谷が中世以来の縁をもって、長く十禅師を同谷の守護神として祭り続けていたことがわかる。

2、描かれた彼岸所
彼岸所に関してはその実態を伝える文献史料がきわめて限定されているのに対して、それを補って余りあるのが、それらを描いたいくつかの絵画史料である。中世・近世の彼岸所を描いた主な絵画史料としては、次の五点をあげることができる。

- A 山王宮曼荼羅図^⑧「奈良国立博物館蔵」(図版13・14)
絹本着色 一幅 十五世紀前半
- B 日吉社古図(山王秘密曼荼羅)^⑨「延暦寺蔵」(挿図2)
紙本着色 一幅 十六世紀前半
- C 山王社参次第絵巻^⑩「個人蔵」

D 日吉山王秘密社参次第絵巻^⑪「日吉大社蔵」
紙本着色 一卷 十七世紀後半

E 延暦寺・日吉社屏風^⑫「三千院蔵」
紙本墨書 六曲一双 十七世紀後半

この他、元龜二年（一五七二）の織田信長による焼き討ち以後の日吉社再建にあたって生源寺行丸が作成したいくつかの絵図が残るが、その図像は基本的にC・Dと変わらない。

AからEの各史料について簡単に説明しておく、まずAであるが、この一幅には軸の裏に次のような墨書がある（現在は別紙として保管）。

文安四年甲子卯月日書之、自西塔西谷相伝之、天正二年^{甲戌}十月十九日、修幅裏付畢、

開眼師法印長瑜^{七十五歳、日輪院。}
寛永三^{丙寅}天求之、法印山海内供奉

墨書の記載内容を信じれば、この図は文安四年（一四四七）以前の制作にかかり、天正二年（一五七四）に修復されていたことになる。しかし、寛永三年（一六二六）に書かれたこの墨書には（筆跡から見て寛永三年の年記は信用できる）、すでに指摘されているように、干支や地名にあきらかな誤りがあり、すべてをこのまま信じるわけにはいかない。とはいえ、絹本の絹目の細かさや描線の確かさなどからして、その制作時期は十五世紀前半を下ることはない。また、細部まで丁寧に描き切った描写は、現実の日吉社の社殿等を忠実に写し取った可能性がきわめて高く、とすればこの作品は室町時代前期の日吉社の姿を描いた貴重な絵画史料となる。

次にBの「日吉社古図」であるが、この作品にも幅の裏に次のような墨書がある（現在は別紙として保管）。

古銘曰、世上不穩故、行幸無之、

依 勅 社頭図会備

天 覽、上卿権大納言尚顯奉

弘治二丙辰歲四月

従法印詮運・空運相伝

天正十年正月 日 録之 已講法印祐能（印）

これまた興味深い内容からなるが、文中に上卿として名前のあがる勸修寺尚顯が権大納言であったのは天文元年（一五三二）以前のことであり、筆跡が遙か後代の近世以降にまで下がることと合わせ考えれば、その内容はやはり信じがたい。

しかし、Aには遠く及ばないものの、社殿を初めとする諸施設の描写は丹念で、山容・樹木の描き方などからその作成時期は十六世紀半ばまで遡ると考えられ、Aについて古い中世末の日吉社の姿を伝える絵画史料と判定される。

Cは筆跡などから見て、筆写されたのは十七世紀後半と推定される近世の絵図である。描線の荒さなどからすれば専門の絵師の手にかかるものとは思えないが、描かれている社殿等の形状・配置はBと類似する点が多く、景観年代は室町時代後期にまで遡る。

Dは、天正七年（一五七九）の南光坊祐能の本奥書、および天和三年（一六八三）の法曼院慶算の書写奥書を持つもので、作成時期が正確にわかる点で高い価値を有する。Cと同様、Bと類似した図像を多く含み、やはり室町時代後期の日吉社の姿を描いたものと考えられる。

屏風仕立てのEは署名があり、木村了琢なる絵師の手にかかるものであることが判明する。了琢は延宝（一六七三〜八一）頃に活躍していた絵師で、本屏風もその頃に作成されたものと考えられる。延暦寺の三塔をも合わせ描いたためらしい構成をとり、十七世紀後半の日吉社・延暦寺の堂舎を初めとする諸施設がきわめて丹念に描写されている。

これら五点の絵画史料をもとに、中世における日吉社彼岸所の規模と構造を次に見ていこう。

3、彼岸所の構造

「行丸図」の注記などによれば、彼岸所と呼ばれた施設は、厳密には「彼岸所」と「雑舎」の二つの棟から構成されていた。以下、狭義の彼岸所を「彼岸所」と表記する。

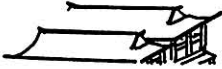
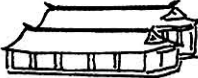



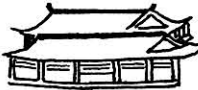

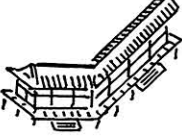


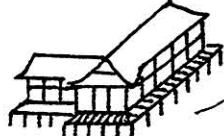

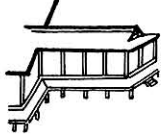
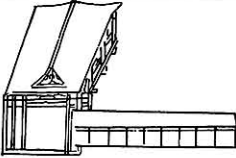
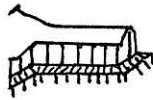



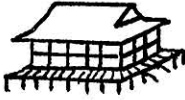

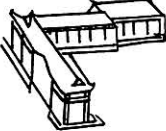



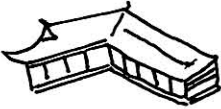
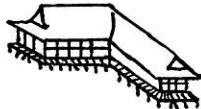

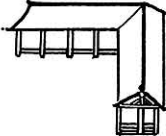


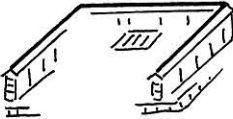
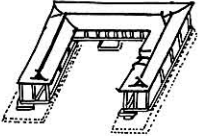
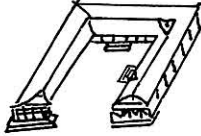
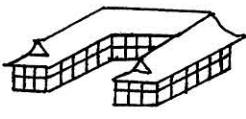
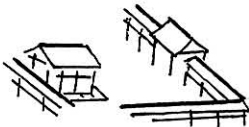



室町時代の彼岸所の姿を伝えるAからEまでの絵画史料に描かれた「彼岸所」「雑舎」を日吉七社を中心にトレース図で一覧にして示したのが挿図1である。Aだけは写真（カラー図版13・14）で提示した。これらによって簡単に各社の彼岸所の構造を見ていく。

1、大宮の彼岸所

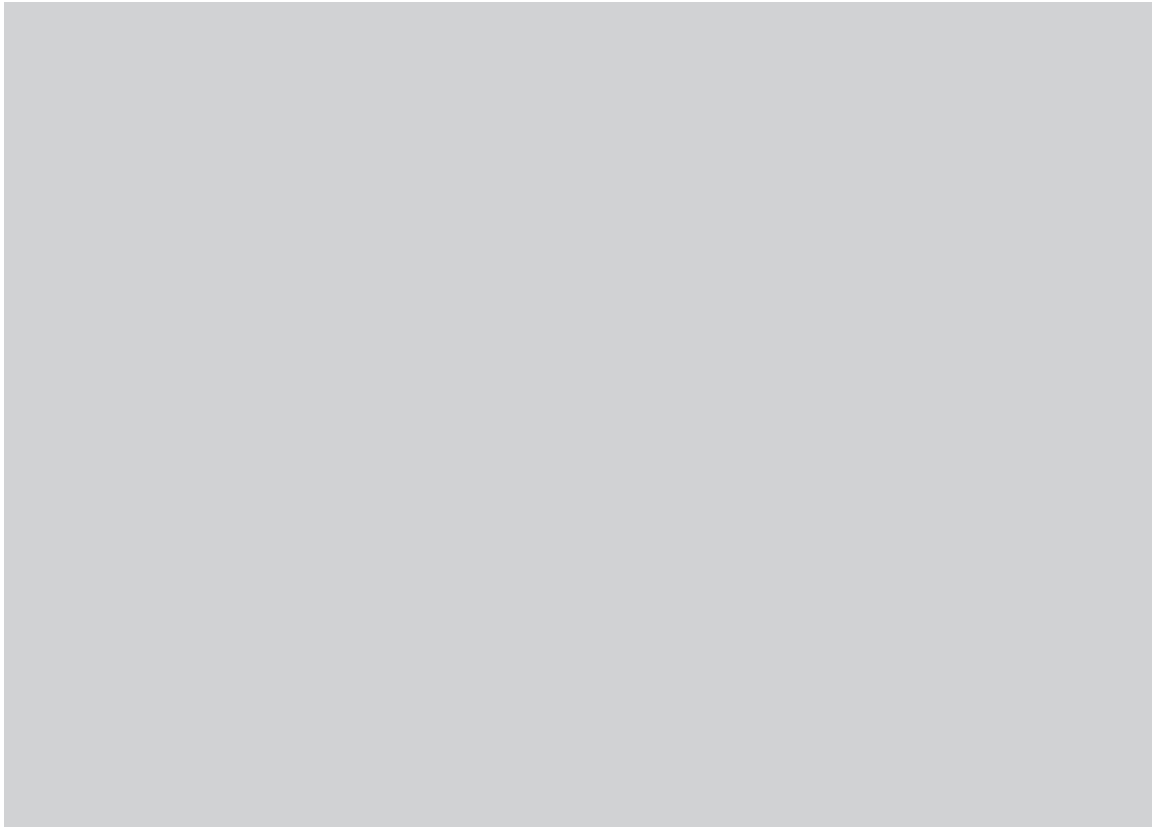
A〜Eまですべてが本殿の南東、現在、社務所がある辺りに二棟の建物を描く。大宮川に架かる「波止土濃」と「一切経会妓樂屋」の東で、Aは二棟をともに檜皮葺とする。このため「彼岸所」と「雑舎」の区別が付きにくいのが、本殿に近いほうが「彼岸所」であろう。なお、『日吉社神道秘密記』は大宮の「彼岸所」と「雑舎」について「大宮彼岸所、雑舎迄両棟アリ」と記す。

2、聖真子の彼岸所

B〜Eが「彼岸所」(北)と「雑舎」(南)を東西に平行に走る姿で

E 延暦寺・日吉社屏風	D 日吉山王秘密社参次第絵巻	C 山王社参次第絵巻	B 日吉社古図	
(描かず)				大宮
				聖真子
				客人
				二宮
				十禪師
(描かず)				八王子
				三宮
				塔下
				聖女
				日御供屋

挿図1 日吉各社の彼岸所と日御供屋



挿図2 日吉社古図（山王秘密曼荼羅） 延暦寺藏

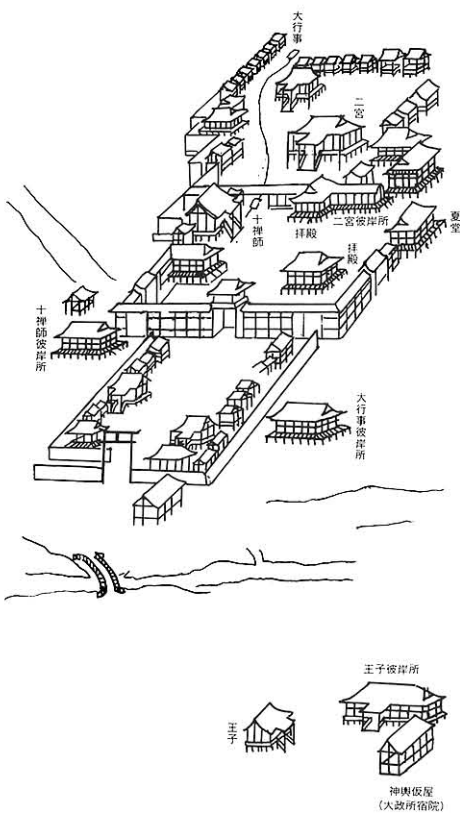
表現するのに対して、Aだけが「彼岸所」をL字方に描く。Aで「雑舎」の南に見える今一棟の檜皮葺は聖真子社にあった念仏堂かとも推定される^⑭

しかし、文安元年（一四四四）四月、日吉祭への勅使として日吉社を訪れ念仏堂を宿所とした万里小路時房は、その位置を「聖真子彼岸所以東也」と日記に明記しており、^⑮ 図にも聖真子彼岸所の東に檜皮葺で宝珠を持った方形造のいかにも念仏堂らしき建物が描かれる。したがって当該の建物は、やはり彼岸所と判定すべきであろう。なお、文明十一年四月の日吉祭では、勅使の甘露寺親長は聖真子彼岸所に入っている。^⑯

3、客人の彼岸所

すべてが拝殿の東南に逆L字形に彼岸所を配する。本殿と向かい合う棟が「彼岸所」で、南北に走る棟が「雑舎」であろう。「彼岸所」には南に板扉と葺が見え、「雑舎」には舞良戸が見えている。

『門葉記』冥道供二には、貞和四年（一三三八）正月、青蓮院尊円がこの彼岸所を冥道供の道場に利用した時の図面が収録されている。^⑰



4、二宮の彼岸所

Dは、拜殿と棟続きとなっている東方の建物に「二宮彼岸所」と注記する。Aは画面が切れており、その形状を確認することはできないが、ここではDの注記に随い、該当の建物を二宮の彼岸所と判定した。

5、十禅師の彼岸所

東本宮の瑞垣の南西に所在するのが十禅師の彼岸所であろう。Aは他の彼岸所と同じく「彼岸所」を檜皮葺で絶破風の建物に描く。絶破風の部分は、他の多くの「彼岸所」と同様に吹き抜けとなっている。「彼岸所」の西に見える板葺の建物が「雑舎」と推定されるが、この建物には煙出しが描かれている。

6、八王子の彼岸所

B、Eは、檜皮葺で正面に唐破風をもった「彼岸所」と、その後ろに逆L字形に連なる「雑舎」を描く。これに対してAだけは「彼岸所」と「雑舎」をT字形に配し、「彼岸所」を絶破風をもった檜皮葺に、また「雑舎」を板葺に描く。



挿図3 日吉山王古絵図(延暦寺蔵)

7、三宮の彼岸所

八王子の彼岸所と同様、Aだけがかなり特異な形に描かれる。すなわちAでは「彼岸所」は縦破風をもった檜皮葺で、板葺の「雑舎」がこれに連なるが、B・Eは両棟をL字形に連ねて描き、屋根もともに檜皮葺とする。

最後に絵画史料で確認できた「彼岸所」「雑舎」の形態を、もっとも古い姿を示すAの図像を中心に整理しておくと、次のようになる。

まず、その建物の構造であるが、「彼岸所」は八王子・三宮等のように切妻造で縦破風のものもないではないが、大半は入母屋造で檜皮葺となっている。八王子・三宮では縦破風の部分が吹き放ちとなっており、入母屋造でも端（北側）の間を吹き放ちとするものが多い。屏障具としては部が一般的で、舞良戸も一部には用いられている。

いっぽう「雑舎」のほうは大宮や客人のように入母屋造で檜皮葺のものもあるが、大半は板葺の切妻造で、建具も舞良戸を用いたものが多い。なかには十禅師のように煙出しを持った「雑舎」もあり、炊飯などのための施設が具備していたらしいことがうかがわれる。

「彼岸所」が本来、彼岸会を営むためのいわゆる仏殿に近い性格を持った建物だったのに対して、「雑舎」がその名の通り、生活に必要な雑用を処理するための建物であったことを示すものといえよう。

彼岸所においては、年二回の彼岸会に限らず、日常的に仏事が執行されており、たとえば先の『日吉社神道秘密記』は、大宮彼岸所におけるその様子を「二季法事、南谷上中下僧悉参籠事也、此内夏堂アリ、九旬供華十人結番、七社有夏堂勤行アリ、大宮夏堂香華・

燈明、中僧調之、彼岸所上座、(中略)客人宮夏堂彼岸所内ニテ行法アリ」と記す。貞和四年正月、青蓮院尊円は「其所於今者中下僧輩管領」という理由で「大和庄若宮彼岸所」を冥道供の道場にするのをやめており、彼岸所がところによって古くから「下僧輩」の日常生活の場となっていたらしいことがうかがえる。

そして、これら彼岸所が日吉社の境内にいかにも濃密に分布していたかを示すために、Bの図像をトレースに落とししたのが挿図3である。境内で彼岸所の占めた大きさが視覚的によく理解できよう。社家の管領する「日御供屋」などの施設と較べれば、その密度の濃さは一目瞭然であり、中世、日吉社が実質的に大衆の管領下に置かれていたことをこれほどよく示す風景はない。

これら彼岸所は近世になるとほとんど姿を消す。元禄年間(一六八八〜一七〇四)に作られた「山門三塔坂本絵図」(内閣文庫蔵)、「山王社堂御修復惣絵図」(元禄七年付、「止観院文書」)には、彼岸所は一箇所も見えず、かつてそれらが所在した場所には「御供所」が配されている。ただ先に見た延宝(一六七三〜八一)頃に作られたと推定される三千院蔵「延暦寺・日吉社図屏風」にはいくつかの彼岸所が描かれている。元禄の絵図との違いが何に基づくかは定かでないが、あるいは作成主体が神社(日吉社)か寺院(延暦寺)かによってこのような差異が出たのかもしれない。とすれば、彼岸所が近世に入って完全に消滅したとは簡単にいえなくなるが、いずれにしても近世には、彼岸所が中世ほど延暦寺大衆にとって大きな意味を持たなくなっていたことだけは確かかといえよう。

むすび

中世寺院において大衆が「衆議」をもとにして「惣寺」を作り上げていたことを論証してきたが、多くの課題を残す結果となった。特に園城寺・延暦寺ともに、院・谷といった生活共同体の信仰的・経済的基盤については、踏み込んで検証することができなかった。また、延暦寺では日吉社と大衆の関係についてその実態はある程度あきらかにし得たものの、園城寺では三院の大衆と新羅社・護法社・三尾社との関係を解明するまでには至らなかった。すべて今後の課題としたい。最後に本文では触れることが出来なかった延暦寺の「惣寺」体制の歴史的な変容を、寺家・大衆の発給した文書の変遷追うことで整理、提示しておく。

かつて延暦寺の寺家・大衆について論じた際に、「三塔僉議」に基づいた、いわゆる「三塔集會事書」が鎌倉時代後半に出現し、その宛所の多くが寺家となっていることを指摘したことがある。鎌倉時代後半、延暦寺では「惣寺」の意志は「三塔集會事書」をもって寺家経由で執行されるのが基本となっていたわけであるが、それ以前、その機能を果たしていたのは、寺家の執当以下が連署する「延暦寺政所下文」であった。「延暦寺政所下文」は現在のところ、仁安二年（一一六七）から天福二年（一一三四）まで七点が確認できる。「三塔集會事書」が鎌倉時代後半に「延暦寺政所下文」を駆逐するよう出現してくるという事実は、この時期、「院々谷々」の自治・自衛権が著しく拡大する一方、それによって執行機関としての寺家の機能が大きく低下したことを示唆しており、延暦寺の

「惣寺」としての最初の大きな性格変化をここに見て取ることができる。

「三塔集會事書」は山門使節制度の創設される南北朝時代末まで数多く発給され続けるが、同制度の創設とともにほぼ完全に姿を消す。これは山門使節制度の確立によって「惣寺」の自治・自衛権に一定の歯止めがかけられたためと考えられ、それに代わって登場して来るのが山門使節が発給する各種の文書である。山門使節が「惣寺」の意志を室町幕府との間にあつて調整するというこのような体制は応仁の乱まで続く。ただ、この間も「惣寺」が山門使節の完全な統制下に入っていたわけでは決してなかった。たとえば康正元年（一四五五）、幕府が山門使節を勤めていた円明坊（兼澄）に東塔領近江国中庄を宛行つた時、「惣寺」ではただちに「三塔一味之訴訟」を起こしている。幕府からの締め付けがあつたとはいえ、大衆の衆議を基盤とした延暦寺の「惣寺」は依然として健全であつたことを示すものといえよう。

そして、そのような「惣寺」体制の伝統の上に登場してくるのが、応仁の乱後直後からしばしば用いられるようになる三塔（三院）執行代が連署する、いわゆる「三院執行代連署衆議下知状」である。同種の文書の一例として時代はやや下るが、天文五年（一五三六）六月、「日蓮宗退治」に先だつて祇園社執行に下された同文書を次にあげておく。

就日蓮衆退治、諸末寺諸末社中被相催候、当社別而入魂肝要之趣、竊可被相触之由、衆議候、仍折紙如件、

天文五年

六月八日

別当代（花押）

西
執行代（花押）
執行代（花押）

祇園社
執行御房

三塔の執行代が連署するこの種の文書ほど「惣寺」の伝統が戦国時代まで保持されていたことをよく示すものはない。やや結論を先取りしていえば、のちに織田信長が延暦寺のみならず日吉社までを完膚無きまでに破壊しなければならなかった最大の理由は、この「惣寺」の伝統にあったと断言できる。

なお、一つだけ今後の課題として重要な点を付け加えておけば、延暦寺の「惣寺」で「在坂本大衆」をどのように評価するかという問題がある。本文でも触れたように、応永元年八月、足利義満の日吉社参詣を歓迎する準備は、「坂本宿老」の「山上」大衆への呼びかけを出発点としていた。本来の在り方からいえば、到底ありえない「惣寺」の動き方であり、これ以後、延暦寺の「惣寺」が彼ら「坂本宿老」によってどこへ導かれていったのか、それをあきらかにすることが、延暦寺ひいては寺社勢力の室町時代以降の歴史的展開の解明に繋がると私は考えている。

〈註〉

1 大衆に関する近年の研究としては、十二世紀までの延暦寺大衆の存在形態について論じた衣川仁「中世前期の延暦寺大衆」(大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造』思文閣出版、一九九七年)がほとんど唯一の成果としてあげられる。ここでは十世紀から十一世紀にかけて院家を中心とした師弟集団が出現することによって、延暦寺の公的な支配関係が変質し大衆の性格にもその影響が及んだこと、十二世紀に

入り門跡が成立するとともに門流集団の先兵としての悪僧が大衆を先導する状況が生まれてきたこと、などが論証されている。院家を核とした師弟集団、およびそれをさらに発展させた形での門流集団の出現が大衆の存在形態に大きな影響を与えたことは氏の指摘の通りである。ただ、大衆への影響力を論じようとすれば、彼ら大衆そのものが寺内で占めていた独自の基盤をより明確に提示することが必要なのではなからうか。

2 「惣寺」を寺僧を成員とした寺院全体を指す言葉として用いていたのは、天台宗寺院に限らなかった。たとえば京都の清水寺では、別当から何らかの指示があった場合、執行・目代が「惣寺」として了解した旨を返答している(『清水寺別当記』天文二十三年(一五五四)三月十六日条)。ちなみにこの「惣寺」のなかには、勸進(本願)僧は含まれておらず、勸進側も「惣寺」と同一視されることを拒否している(『清水寺別当記』天文二十四年二月二十七日条)。

3 『園城寺文書』二(園城寺編、一九九九年)。園城寺が北院・中院・南院の三院に分かれていたことについては、拙稿「寺院の境内」(『新修大津市史』二、大津市役所、一九七九年)参照。また園城寺伝来の中世文書については、芝野康幸「園城寺の中世文書について」(『園城寺文書』二、園城寺、一九九九年)参照。

なお、三院の規模については、建保二年(一二二四)四月、延暦寺大衆によって焼かれた園城寺の被害状況を記した、次のような「注進状」(『天台座主記』)の記事が参考となろう。

北院内、本覚院・南明院・鶏足坊・常喜院、並房舎七十二字、
中院内、金堂・同四面廻廊・中門・左右登廊・闕伽井屋、神社一字
・同拝殿二字・教待和尚堂・鐘楼・大門・食堂・大講堂・法華堂・
常行堂・阿弥陀院堂・唐院神社一字、同拝殿、鐘楼・四足門・真如
院・桂園院・平等院並坊舎廿二字、
南院内、青龍院・大宝院・聖願寺並房舎三十五字、

4 『南院惣想集會引付』は現在、中世分としては次の六年分が確認されている(「」内は『園城寺文書』二の文書番号を示す。以下、同じ)。

- ① 応永二十三年(一四一六)「一〇〇号」
- ② 永享十二年(一四四〇)「二七号」

③ 宝徳三年（一四五二）「三〇号」

④ 文明十五年（一四八三）「四三三号」

⑤ 明応二年（一四九三）「六九号」

⑥ 永正十六年（一五一九）「八二二号」

中世の『南院惣想集会引付』は、早く江戸時代前期にはすでに散佚していたらしく、古記を抄出した承応二年（一六五三）付の『萬古記目錄』「三三三三号」は、大半この六冊の『南院惣想集会引付』からの抄出によって占められている。

なお「惣想」(①のみ「惣相」とは全員で構想することを意味しており、そこには大衆の総意に基づく寺院運営という思いが込められていたと考えられる。寺院運営に対する大衆の基本姿勢を示す言葉として注目されよう。

5 今風については、前掲註(3)論文参照。

6 応永年間から明応八年間に至る南院の算用記録である「南院算勘引付」(『園城寺文書』九三三号)、「南院公物下行注文写」(『園城寺文書』九九号)には、この櫃に算用状・請文・預状等を取めたことが見えている。また大衆の成員資格を剝奪する「衆勘」に関わる文書もやはりこの櫃に保管されていた(『南院惣想集会引付』永享十二年四月三日条、『園城寺文書』一一七号)。「算勘之櫃」(『園城寺文書』一七二号)と呼ばれているのも同じ櫃のことであろう。

園城寺の大衆に限らず、彼らが集団ごとに文書を保管するための櫃をもっていたことは、たとえば、建久九年(一一九八)九月、延暦寺の西塔・横川の衆徒が離山の意志を示す手段として「講説文書櫃並千僧供米」を座主に送り付けていることや(『天台座主記』この出来事については拙稿「延暦寺千僧供領の研究―室町時代における近江国富永庄の支配機構―」(『賀茂文化研究』二、賀茂文化研究所、一九九三年)参照)、寛喜元年七月、やはり延暦寺の西塔「北谷・西谷之南北尾」の衆徒が離山の意志表示としてその「文書櫃」を西塔院主のもとに送っていることなどが(『明月記』同年同月十七日条)、これを物語っている。延暦寺で、塔・谷を単位とした大衆の離山の意志を示すものとしてこれを上首に送り付けているのは、これらの「櫃」が各地域の大衆の自治の象徴ともなっていたことを示している。

7

一院が「宿老」と「若輩」という年騰に基づく二つのグループから構成されていたことは、『南院惣想集会引付』に「如法堂軸聖事、宿老・若輩在混合、任臆次可勸由、一決事」(『園城寺文書』一四三三号)や、「以前既以老若定雖被一諾、一院宿老、若輩上衆迎、可被任評定之旨、衆儀一決事」(『園城寺文書』一二七号)といった、両者を並列視した表現がしばしば見られることから容易に看取できる。年騰によって分けられていたとはいえず、衆議の場では「宿老」と「若輩」の二つのグループは基本的に平等な関係にあり、たとえばAに見える「一院老若一味同心」といった表現などがよくこのことを物語っている。なお「若輩」については「若輩一座」(『園城寺文書』一〇八号)「一院若輩一座」(『園城寺文書』一三三三号)といった表記も見られる。

延暦寺の大衆の間にも、園城寺と同様の宿老・若輩という二つのグループが存在したことについては後述する。

8

『園城寺文書』二二八九・二一九〇号。ともに年記を欠く四月二十日付の書状であるが、その発給者および宛所より、二八九号は中院の役者が南院の役者へ、また二九〇号は北院の役者が南院の役者に宛てたものであると理解される。内容から見て、二〇四号文書として残る天文九年の争いの和解時に作成されたものであろう。

9

『園城寺文書』二二〇四号。

10 関寺本堂(弥勒堂)の前に池があったことは、鎌倉時代の「一遍上人絵伝」や、鎌倉時代末から南北朝時代にかけて作成された「園城寺境内古図」に描写があるところからこれまでも知られていた(「園城寺境内古図」の作成年代等については泉武夫「園城寺境内古図の制作年代」(『金沢文庫研究』二八四、一九九〇年)参照)。しかし、それが「弥勒堂池」と呼ばれていたことは、今回この『南院惣想集会引付』の記事によって初めてあきらかとなった事実である。関寺の本堂(弥勒堂)前の池がこう呼ばれていたことは、同寺の伽藍配置がいわゆる弥勒浄土の宝殿と前池をモデルにしたものであったことを示唆しているが、この点に関連して興味深いのは、「一遍上人絵伝」に描かれた関寺の風景である。そこには「弥勒堂池」の中央に設けられた中島で躍念仏を躍る時衆と、それを関寺の本堂にあって見物する園城寺大衆の姿が対照的に描き分けられている。この構図の背景に、弥勒浄土の池中の舞

台で舞う舞人と、宝殿でこれを眺める弥勒菩薩の姿を想起するのはうがちすぎであろうか。

11 関寺は康平二年(一〇五九)三月、近松寺に寄進されて以後、同寺の管領下に入ったと推定されるが、この時の「光意等関寺寄進状」(「園城寺文書」一〇号)には、「本願格別之上者、□後不可随寺門」という文言が見える。南院内に所在しながら、惣寺がこれを管理していたのは、これら寄進時の複雑な経緯が関係していたのであろう。

12 年次を継いで書き継がれたものだけでも、応永十八年(一四一一)から明応八年(一四九九)に至る「南院算勘引付」(九三三号)、宝徳三年(二四五二)から寛正六年(二四六五)に至る「南院公物納帳」(二三二一、二三四二)から天文十五年(一五四六)に至る「南院算勘引付」(二七八号)などをあげることができる。またこれ以外にも一通文書の形で数多くの「南院公物算用状」が残されている。南院が経済的にいかなる状況にあったかが、これによってかなり詳細にわかるが、その分析・評価については今後の課題としたい。

13 十八明神が南院の管轄下にあったことについては、前掲註(3)論文参照。

14 宝徳三年七月九日条(一三〇号)参照。

15 『園城寺文書』一五〇号。

16 南院の大衆が三尾社を鎮守社としていたのに対して、北院は新羅社、中院は護法社をそれぞれ鎮守社としていた。後述するように、延暦寺の「院々谷々」もまた日吉七社と密接な関係を結んでおり、両寺の大衆に共通する神社との結び付きとして注目される。

17 南院領については、寺内・門前の世喜寺・今風の諸在地等を除いて、わずかに「粟津別保」なる所領があったこと以外(『園城寺文書』七一・一九〇号他)、詳しいことはわからない。また、寺僧が「位階」に就いたときに納める「位階料」については、「位階料注文」「位階料未進注文」が数多く残る(『園城寺文書』一四四号他)。

18 一院が時として支配地に対しても直接、武力行使を行っていたことは、永正十四年十二月の「南院公物算用状」(『園城寺文書』一七九号)に「藤尾退治」の費用があげられていることからあきらかである。そこには「桶」「矢数百五十」「兵糧米」といった武力行使に伴い支出され

た様々な費用が事細かに書き上げられている。

19 「南院惣想集會引付」では、衆議による決定を「衆議一決」「衆議落居」「衆議一同」といった言葉で表現している。

20 拙稿「山門公人の歴史的性格―『祇園執行日記』の記事を中心に―」(『奈良史学』一一、一九九三年)。

21 『祇園執行日記』正平七年五月二十日条。

22 『祇園執行日記』正平七年五月二十日条。

23 『祇園執行日記』正平七年五月二十日条。鐘本房が山徒南岸坊の同宿であったこと、また坂本にあった寺家の機能については、それぞれ拙稿「延暦寺における「山徒」の存在形態―その房のあり方をめぐって―」(笠谷和比古編『公家と武家』II、思文閣出版、一九九九年)、「中世における寺家の構造」(『京都市歴史資料館紀要』一〇、京都市歴史資料館、一九九二)参照。

24 『祇園執行日記』正平七年五月二十一日条。

25 『日吉社室町殿御社参記』(『続群書類従』五三三)。

26 前掲註(25)『日吉社室町殿御社参記』。なお、延暦寺の千僧供領、および千僧供の寺内における分配に関しては前掲註(6)拙稿参照。

27 大衆が衆議を経て「衆勸」を決定していたことについては、前掲註(6)であげた園城寺南院の事例参照(『南院惣想集會引付』永享十二年四月三日条、『園城寺文書』一二七号)。延暦寺での例としては、正和四年(一三一六)五月の「食堂集會事書」に「衆命」に背いた場合「永削山門名字、可焼山洛之住房」という一文が見えている(『公衡公記』同年同月二十二日条、前掲註(1)衣川論文参照)。また、永享五年(一四三三)七月、山門の騒乱に先立って根本中堂閉籠衆が幕府に送った「山門牒状」には光聚院猷秀なる山徒について「放覚大師門徒、削山徒之名字」ことが記されている(『看聞御記』同月二十四日条)。慈覚大師(円仁)の門徒を放つという表現は、永正十五年九月、西塔の大衆が如藏坊真潤なる僧を処した時の集會事書にも、「所詮於彼如藏坊真潤者、永放覚師之門徒、被處永断畢、院内宜被得其意之旨、群議備同而已」と見えており(叡山文庫蔵『山門雜記』)、「衆勸」にあたっての常套句となっていた。

この他、延暦寺で公権力の手を借りて寺僧としての資格を剥奪した事

例としては、鎌倉時代初めの堂衆の寺内からの追放がある。この時、堂衆の横暴を非難した学生は「追却其身削名字於叡山」を要求、これを受けて「堂衆削名字於叡山可令追却其身」という内容の「後鳥羽上皇院宣」が発せられている（『天台座主記』「実全」条）。

『祇園執行日記』正平七年四月十九日条。

「被削山徒名張」とは、註(27)にあげた「永削山門名字」削名字於叡山」等と同じ行為を指すものと考えられる。なお、延暦寺僧の名簿については、天禄元年(九七〇)に作られた良源の「二十六箇条起請」に「春秋二時、拳院每室作房主帳、進上政所」と見えるのが古い。これら「房主帳」は早く作成されなくなったようであるが(前掲註(一)衣川論文参照)、これに代わる名簿が種々の目的で作られていたことは、たとえば、經典『日吉山王利生記』第二(『続群書類従』五〇)の「天元二年四月一日、山門の旧風に任せて、山王三聖の御ために、金剛般若経を転読し奉りける、僧名帳に所載現住山侶二千七百人也、然共慈恵大師七百人の名帳を削て、二千口につめられければ」といった話などからもうかがうことができる。「千僧供」のための「千僧供往来帳」などもその一つにあげることができよう(前掲註(6)拙稿参照)。

『天台座主記』「承円」条。

『天台座主記』「尊澄」条。この他、「院々谷々」という表現は数多く見られ、たとえば『日吉社并叡山行幸記』は、文保二年(一二二八)、大宮に閉籠するものがあつたとき、彼らを退散させるために、「諸門跡並院々谷々」が「五万疋の用途」を集めて彼らに与えたと伝える。また、元徳三年(一二三三)七月付「延暦寺衆徒申状」(『牒状類聚』)は一山の公人を表すのに「寺家・社家・院々谷々公人等」と記し、同月付の延暦寺衆徒宛の「多武峰寺衆徒集會事書」(『談山神社田子院文書』)も「被相触山門院々谷々」という表現を取っている。

応永元年(一二九四)八月七日付「聖女彼岸所三塔集會事書」(『日吉社室町殿御社参記』)。このほか建暦元年(一二二二)八月の堂衆の勅免は座主を通じて「院々谷々」に伝えられたといい、延元元年(一二三三)正月、後醍醐天皇が大宮彼岸所に行幸あつた時もその報せは「院々谷々」に触れ送られたと『天台座主記』は伝える。

延暦寺において寺家が果たした歴史的な役割については、前掲註(23)拙稿「中世大寺院における「寺家」の構造」参照。そこでも指摘しておいたように、延暦寺では大衆が行動を起こさずすれば、多かれ少なかれ執行機関としての寺家に依存せざるを得ない状況があつた。永享七年二月十日付「細川持之書状案」(『足利將軍御内書并奉書留』)

「昭和六十三年度科学研究費補助金研究成果報告書『室町幕府関係引付史料の研究』(桑山浩然研究代表)所収」。持之は前日の二月九日にも「山門三塔衆徒」に宛てて根本中堂焼失の見舞文を送っている(同前)。

『日吉社室町殿御社参記』。

寺家の「執当」については、前掲註(23)拙稿参照。

『北野社家条々抜書』。

建武四年二月五日付「松石丸紛失状案」(『鰐淵寺文書』)。

寺家に所属した「四至内」については、前掲註(23)拙稿参照。

はやく建保元年(一二二三)八月、山訴の際に「住山古老之僧」が大衆の慰撫にあたっていたことが『明月記』同月十五日条に見えている(前掲註(一)衣川論文参照)。

また正嘉二年(一二五八)四月、園城寺の戒壇のことで大衆が日吉社の神輿を動座した時、これを宥めたのは「宿老」であつたといひ、この時の出来事を『天台座主記』「尊覚」は「此院宣叶衆望之間、三塔僧綱以下学頭・宿老等集會食堂、成群議雖相有若輩、一向不承伏」と記す。さらに下つては、文永十一年(一二七四)四月、十禅師社の前において「三塔宿老」が「神輿修理」のことで「一議」しており(『天台座主記』「澄覚」、延慶二年(一二三〇)七月の神輿動座に関わつては、「花台院宿老」「西塔院宿老」が神輿に供奉せざることを衆議で決定している(同月二十六日付「延暦寺花台院宿老集會事書」「延暦寺西塔宿老集會事書」(『大通寺文書』))。この他、園城寺の戒壇設立をめぐる騒動では、元徳元年(一二三三)三月、「三塔宿老」が「衆議之事書」を朝廷に提出した例もある(『武家年代記』)。

園城寺の場合と同様、彼ら延暦寺の「宿老」も「若輩」とともに「院々」「谷々」それぞれの構成主体となつていた(前掲註(7)参照)。「谷々ノ宿老」(『太平記』二十四)という表現は、まさにそのような「院々谷々」の「宿老」グループの存在を指すものであろう。

円明坊兼慶および山徒が妻帯しその所帯を世襲していたことについては、前掲註(23) 拙稿参照。応永元年に「坂本」分として「評定初」に出席していた十一人のうち、円明坊・上林坊・乗蓮坊・杉生坊らはいずれも山門使節を勤めた山徒で、坐禅院・南岸坊もこれと肩を並べる実力を持った山徒であり、彼らこそが「在坂本大衆」の中核を構成していた。「在坂本宿老」であったと考えられる。山門使節については「山門使節制度の成立と展開」(『史林』五八一、一九七五年)参照。

『騷驅嘶餘』(『群書類従』四九〇)。
年未詳八月二十九日付「東塔東谷仏頂尾学頭代衆議下知状」(『八坂神社文書』一〇六九号)。宛所は「西谷学頭代」で、発給者の東谷仏頂尾学頭代は、文書のなかで自分たちの谷を「当谷」、西谷を「貴谷」と記している。学頭代の人数は、各谷二人が原則となっていたよう、時代は少し下るが、永正十一年二月十六日付「山門東塔四谷学頭代連署書状」では谷ごとに二人、合計八人の学頭代が連署している(『来迎院文書』、『大日本史料』九一五)。

三院のうち西塔院主だけは座主が補任権を保持していた。文明三年(二四七一)四月、新たに座主となった青蓮院尊応は、すぐに院家の定法寺実助を西塔院主に補任している(『華頂要略』「門主伝」二二)。また、天文二十二年(一五五三)六月、新座主の梶井宮応胤もまた西塔院主に定法寺実助を補任している(『言繼卿記』同年同月二十五日条。曼殊院本「天台座主記」)。その他、天文十九年の座主妙法院堯尊による安居院覚澄の同職補任については拙稿「日嚴院引付」日嚴院実昭筆・『即往院座主拜任事』日嚴院覚永筆(『学叢』一九九号、一九九七年)参照。なお、東塔院主・横川長吏の両職については、中世、座主はこれを補任しておらず、補任権は朝廷が保持していたものと推定される。

建仁三年(一一〇三)に寺内から放逐される以前は、堂衆が時として執行職に就いていたことは、弘長元年(一一六一)付「木戸・比良両庄百姓等申状案」(『葛川明王院史料』「国立国会図書館蔵史料」二一〇号)に「故慈鎮和尚御代中堂執行堂衆明浄房之時、(中略)得堂衆退散之折、致濫妨之時、学生執行香煙房同又如先度沙汰」と見えてるところからもあきらかである。また同申状案によって、執行が根本中堂供僧領(木戸・比良両庄)の管領について最終的な権限を保持していた

ことがよくわかる。なお、同文書を『葛川明王院史料』は永仁元年(一一九三)の相論時のものと推定するが、同文書六七号、「京都大学所蔵明王院史料」丙三三号などと合わせ考えれば、弘長元年(一一六一)の相論時の申状案とすべきであろう(拙稿「近江国比良荘絵図」解説(『中世荘園絵図大成』河出書房新社、一九九七年)参照)。
室町時代になると、執行は学頭から選ばれることになっていったよう、たとえ「三塔谷々之連署」する応永二十七年正月付「十禅師彼岸所三塔事書」から執行・学頭の職名を持つ者を選び出し整理すると表2のようになる。

表2 三塔谷々の執行・学頭

横川		西塔				東塔					
谷名	職名1	北尾	南谷	東谷	北谷	西谷	北谷	東谷	無動寺	南谷	谷名
別当	職名1	執行				執行				職名1	備考
学頭	職名2	一学頭	二学頭	一学頭	二学頭	二学頭	一学頭	二学頭	学頭	一学頭	職名2
学頭	僧侶名1	正□□増源	月輪坊良禪	三光坊賢賀	無量寿院永範	大泉坊浄覚	大定坊重俊	静泉坊兼運	泉藏坊灌運	十乘坊頼明	僧侶名
学頭	僧侶名2									瑠璃坊範慶	備考
学頭										金藏坊栄尊	
学頭										十方院賢泰	
学頭										竹中坊弘尋	
学頭										覚恩坊救運	
学頭										宝塔院叙忠	
学頭										千如坊快俊	
学頭										明善坊頼宗	
											政所(兼務)

なお、江戸時代前期の西塔で、年末に開催されていた「歳暮集會」には、執行代と五谷の学頭代五人が参加することになっている（『西塔院東谷交衆議定』（『生源寺文書』））。

拙稿「堅田大責と坂本の馬借」（『中世社会と一向一揆』、吉川弘文館、一九八五）参照。

建仁三年（一一〇三）に起こった学生と堂衆の争いの最大のポイントは、堂衆が破れた結果、彼らが寺内から一掃され、それまで堂衆が保持していた権益がすべて学生に移ったという点にある。

堂衆がこれ以前、寺内で一大勢力を形成していたことは、学生との争いの経過を一覧すれば容易に理解できるが、彼らがそれまでその結束の拠点としていたのが日吉各社に置かれた彼岸所であった。彼岸会を執行する場としての彼岸所の歴史等については後述するが、堂衆はそれら彼岸所を押しやることで彼岸料所を支配し、学生に対抗できるだけの勢力を得るに至っていたのであり、「堂衆所領等庄園」（『華頂要略』一一〇）とは具体的には彼らが管領していたそれら彼岸料所を指すと推定される。

また、建仁三年以前、史料には「彼岸所別当」なる役職が散見するが（仁安二年三月「日吉社聖真子宮彼岸所下文案」（『壬生家文書』）には「彼岸所別当大法師」が署名しており、『玉葉』文治三年五月十九日条には「彼岸所別当慶算」の名が見える）、同職こそが彼岸所に結集した堂衆を統括していた役であろう。個別の彼岸所の名前を冠しない「彼岸所別当」という呼称は、いかにもそれにふさわしい。

堂衆が学生との争いで一致団結して八王子山に籠もるなどできた背景には、彼岸所を拠点とし「彼岸所別当」を頂点に頂いた堅い結束があったものと推定される。なお、彼ら堂衆は学生らに追いつめられた時「其住宅資財」の多くを「王子宮彼岸所」に避難させたという（『明月記』元久元年八月二十九日条。堂衆と彼岸所との強い結び付きを示す出来事としてあげておきたい）。

なお貞和二年（一一三六）正月、青蓮院尊円が冥道供の道場として「客人彼岸所」を利用しようとした折には、「別当代」として同所を管領していた宗快なる僧にこれを通達している（『門葉記』冥道供二。後述するように「客人彼岸所」は鎌倉時代以降、中世を通じて東塔無動

寺谷の支配するところとなっており、彼は同谷所属の僧としての資格で同所を管領していたものであろう。

48 『当今世出世制法』天台座主記。

49 『今堀日吉神社文書』八二号（『八日市市史』史料編一、八日市市役所、一九八四）。同文書の文書番号は以下、同史料集のものをもって示す。

50 正和五年九月二十五日付「延暦寺東塔東谷檀那院集會事書」（『文書雑々』）。

51 正和五年十月付「延暦寺東塔北谷本尊院集會事書」（『東寺百合文書』）。

52 元亨四年十一月付「延暦寺東塔北谷雜掌良善申状」（『白河本東寺文書』）。この東塔北谷と東寺の上野庄をめぐる相論の経過は、谷の大衆の活動を知る上できわめて興味深いものがある。稿を改めて論じたい。

53 『明月記』寛喜元年八月二十日条。

54 『日吉社神道秘密記』（『群書類従』一八）。

55 『日吉社室町殿御社参記』。

56 『山科家礼記』文明四年五月二日条。同条に「南谷ヨリ十禅師御興、昼八時中堂へ上申也」と見える。

57 年未詳十二月十六日付「延暦寺東塔西谷学頭代書下」（『八坂神社文書』二〇六六号）。大衆・神人が殺害されたとき、院・谷が加害者より所領を没収した例としては、古くは元亨三年（一一三三）二月に横川の大衆が、洛北の「養父里（藪里）・一乗寺以下の在家」をことごとく焼き払い「墓所」に点じた例がある（『日吉社并叡山行幸記』）。また、文和二年（一一三三）五月、感神院の犬神人は、「丹波国山国杣内大布施村」で感神院の神人が殺害された時、「本社例」に任せて「当村内方六町」を「墓所」として自分たちに与えるべきことを要求している（『八坂神社文書』一一二四六号）。ここにいる「本社」とはいうまでもなく日吉社を指しており、日吉社では神人の殺害現場を「墓所」として要求することがしばしば行われていたことが知られる。

58 『耀天記』（『統群書類従』四八）。

59 前掲註（47）参照。

60 東塔と西塔・横川の規模の違いについて、江戸時代の記録『江州坂本旧事伝聞私記』（叡山文庫蔵）は、「惣鉢何事も山門ヲ二ツニ割、東塔ハ

半分、西塔・横川、両院二而半分」と記す。つまり寺院の半分が東塔で、残りの半分が西塔・横川という理解があったことがわかる。また同記によれば、江戸時代の三塔の坊の数は、東塔七十五坊に対して、西塔と横川はそれぞれ四十八坊と二十七坊で、合わせて七十五坊になっていたという。三塔のなかで東塔がいかに抜きん出た勢力を誇っていたかがうかがわれよう。

61 『師郷記』康正元年八月十四日条。『康富記』同年十二月十九日条。

62 『親長卿記』文明七年三月九・二十七日条。

63 年未詳五月十日付「延曆寺東塔執行代某書状」(『朽木文書』一九三号)。

64 肩書きには「執行代」としかなく、内容から東塔執行代と判定した。『日吉社社領注進雑記』。

65 『華頂要略』門主伝十九。「隆猷」が南岸坊であったという確証はない。ただ、この前後、南岸坊の房主としては「澄猷」(『門葉記』一〇二他)「隆覚」(『日吉社室町殿御社参記』他)なる人物があり、「隆猷」はあるいは「澄猷」の誤記かとも考えられる。当時、有力山徒のなかに「隆猷」なる人物は、管見の限り確認できない。なお、南岸坊が西塔南谷と坂本の両方に住坊を構えていたこと等については、前掲註(23)拙稿「延曆寺における「山徒」の存在形態―その房のあり方をめぐって―」参照。

66 文安四年七月十六日付「延曆寺西塔釈迦堂閉籠衆訴訟条目」(『目安等諸記録書抜』(北野天満宮史料))。長禄二年十二月二十七日付「延曆寺西塔釈迦堂閉籠衆議事書」(『北野社家引付』六)。

67 『政所賦銘引付』(桑山浩然「室町幕府引付集成」上)。

68 『天台座主記』(『華頂要略』一二二)嘉禎二年五月五日条。「即横河衆徒奪取聖真子神輿筋具、上置横川中堂了」と記す。

69 『天台座主記』「最仁」弘長三年八月条。

70 『親長卿記』文明十四年四月十九日条。

71 このような「院々谷々」による日吉七社の分割管領は、天正の同社再建後も継続して行われており、たとえば、西塔では寛文元年十二月の衆議で、「山王二宮大破」の修理が、同六年十二月の衆議でも同社の「社頭廻り之掃地無沙汰」が議題として取り上げられている(『西塔政所議定帳』(生源寺文書))。日吉七社以外の「中下七社」もまた江戸時

代には「院々谷々」の分割管領下にあったことは、『日吉山王権現知新記』にその分担が載せられていることからあきらかである。中世における「中下七社」が「院々谷々」とどのような関係を結んでいたかは史料を欠きよくわからないが、後述するように西塔は、中世から一貫して塔下社を管領しており、「院々谷々」の「日吉諸社」への支配は中世にまで遡るものと推定される。

72 『今堀日吉神社文書』五号。今堀の日吉社は十禪師を祭る神社で、史料上でもしばしば「十禪師社」と表記されている。いうまでもなくこれは東塔東谷が日吉社の十禪師の彼岸会を管領してことから、今堀にも同神が勧請された結果と考えられるが、この点についてもこれまで明確な説明はなされていない。

73 『今堀日吉神社文書』五号。

74 前掲註(49)参照。

75 東塔東谷は仏頂尾と檀那院の二つの地域から構成される。三千院に所蔵される江戸時代の屏風(後述)には、仏頂尾に十禪師社が描かれている。延曆寺の三塔およびその下に属する谷々に関しては、武覚超『比叡山三塔諸堂沿革史』(叡山学院、一九九三年)参照。

76 前掲註(49)にあげた『八日市市史』史料編一他。

77 『今堀日吉神社文書』八八・九八号。

78 (元亨四年)十一月十五日付「権少僧都増盛書状案」、同十一月二十六日付「行守書状案」(『東寺百合文書』み)。この相論に経過については、源城政好「東寺領上桂庄における領主権確立過程について―伝領とその相論―」(『中世の権力と民衆』、日本史研究会史料研究部会編、一九七〇年)参照。

79 『日吉社社領注進雑記』。

80 『政所賦銘引付』文明十年十一月二十五日条。

81 『康富記』。

82 『政所賦銘引付』。

83 『朽木文書』九〇号。

84 前掲註(83)史料。

85 文明元年十二月五日付「延曆寺西塔南尾学頭代衆議下知状」(八坂神社文書、一五四二号)。この他、「衆議」を受けて学頭代が発給した下

知状の事例としては、享徳二年十月三日付「延暦寺西塔北谷学頭代印運衆議下知状」(『東寺百合文書』イ)をあげることができる。

『御前落居記録』。

87 延暦寺で「交衆」なる言葉が広く使われていたことは、たとえば『源

平盛衰記』二五に、法然が同寺を出たことを「源空山門の交衆を止めて、林泉の幽居を占める事、偏に念仏修行の爲也」と伸べているところからもあきらかである。近世、交衆となるには、厳格な手続きが必要となっており、遙か後代のものであるが、享保四年(一七一九)二月付「西塔院東谷交衆議定」(『生源寺文書』)などにはその詳しい内容が記されている。また、園城寺でも一院の成員をこう呼んでおり、やはり江戸時代に入ってから史料であるが、寛永十七年(一六四〇)十月二十四日付の「衆議引付」(『園城寺文書』)には「交衆座配之事」が事細かに記されている。

88 『今堀日吉神社文書』八八号。

89 『今堀日吉神社文書』九二号。

90 『今堀日吉神社文書』三六号。

91 『北野天満宮史料』八六号。同文書に収録される天文十四年九月三日付「延暦寺西塔執行代折紙」(九五号)もまた、「衆議」云々の文言はないものの、やはり執行代が西塔一院の代表としての資格で発給した文書と解される。

92 応永三十三年七月四日付「日吉大宮神人小幡住民等目安案」(『今堀日吉神社文書』四一号)。端裏にこの目安の提出先を記したと考えられる「目安 南谷」の四文字がみえる。

93 叡山文庫蔵『山門雜記』には、次のような奥書がある。

右以西東谷妙観院藏本、書写之訖、

元禄七年甲戌冬十月十九日、鶏頭院嚴覚

嚴覚は原本に副えられていた青蓮院尊朝法親王(一五五二―一五九七)の書状をも書写しているが、それによれば、本記録は天正の再興以後に舜慶なる僧が求め得た「抄物」の一つで、当時、すでに希有の記録であったという。

94 四月四日に執行された供養に貴賤が群衆したことは、『二水記』等の諸記録に詳しい。供養に先立って西塔では東塔に「三院衆会」を呼び

かけ、その準備に万全を期している(『山門雜記』)。ただ、当日「三院之衆」は「東北方山」において見物するだけであったといひ、供養は座主の梶井宮堯胤法親王以下の門跡門主等の主導で執行されている(『二水記』他)。

95 勸学講と大衆の関係については、拙稿前掲註(6)論文参照。なお「人師」「結衆」が具体的にどのような役であったかは不詳。

96 「栗太講米」に関しても詳しいことはわからないが、近江の栗太郡所在の所領から上納されることになってきた年貢を指すのであろう。

97 「山門雜記」によれば、「栗太講米」の「和市損免」に関わっては、「名主」が訴訟のために西塔にまで到っており、一院が直接、領民を支配していたことがわかる。

98 「執行代房」のほか「政所」でも「一院衆議」が開催されているが、ここにいう「政所」とは、山上に置かれていた西塔の政所を指す。なお、『山門雜記』には「一、就堂供養之儀、諸篇爲調、公文所并信濃行事可有住山旨、爲執行代可被仰下事」(①)といったように「公文所」も見えるが、これは内容からも推察される通り「公文所」という役職を指しており、場所(役所)を意味するものではない。たとえば、『親長卿記』文明十三年六月三日条に「今日、公文所公春來、閑談」とあるのは、当時、公春なる者が公文所の職にあったことを示す。三院の公文所・行事は坂本にあって、山上との連絡役を務めていた(『親長卿記』文明十四年十二月二十日条)。

99 その例は枚挙に遑ないが、たとえば正保二年(一六四五)から延宝元年(一六七三)の間の衆議記録『西塔政所議定帳』(叡山文庫蔵)では、一院の衆議を記載した後には執行代と谷・尾の学頭代が連署してその内容を証している。

天文五年六月八日付「祇園社執行御房」宛(『八坂神社文書』九〇二号)、天文十四年十月朔日付「北野神人麴座中」宛(『北野天満宮史料』九六号)「延暦寺三院執行代連署衆議下知状」など。

三塔執行代が大衆を代表する役職として公に認められていたことを示す早い例としては、彼らに宛てた文明十年十一月十六日付「室町幕府奉行入連署奉書」(『八坂神社文書』二二三九号)をあげることができる。同文の奉書が山門使節に宛てても発給されており、この頃より三塔執

行代は山門使節を肩を並べる存在となつていたのであろう。

100 前掲註(46) 拙稿参照。

101 景山春樹「古絵図にみえる日吉社の塔」、『神道美術』、雄山閣出版、一九七三年。黒田龍一「中世日吉社の研究」、『中世寺院信仰の場』、思文閣出版、一九九九年。景山氏は彼岸所について「彼岸所は大体みな板屋式の建物で、雑舎と付属舎と、必ず二棟から構成されているのが普通である。雑舎というのは、おそらく参籠に必要な道具を納めたり、多少食事などの準備を行なう建物ではなかったかと思う」と、「雑舎」と「付属舎」の二棟からなつていたと説かれるが、景山氏が「付属舎」とされた建物こそが狭義の「彼岸所」にあたることは、いくつかの行丸図の注記や、建物の構造などからあきらかである。

また黒田氏の論文は、日吉社の彼岸所について初めて本格的に考察を加えられたものとして高く評価されるが、延暦寺大衆との関係をどのように理解するかに関しての考察が不十分であり、両者の結び付きを説明するまでには至っていない。なお、氏が彼岸所を運営した主体としてあげられた「彼岸衆」については、延暦寺における大衆の経済活動を論じる上でより高い歴史的評価を与えるべきものと考えているが、この点については稿を改めて論じたい。

102 『巖神鈔』(『続群書類従』四九)。

103 『日吉社神道秘密記』(『群書類従』一八)。

104 鎌倉時代に作られた『日吉山王利生記』(『続群書類従』五〇)は、「三聖」について、

三聖とは大宮・二宮・聖真子の御事なるべし、此三社の神に伝教大師菩薩戒を授奉らせ給、依之、大宮は法宿菩薩、二宮は華台菩薩、聖真子は聖真子菩薩なり、故に三聖と申也、本は俗諦にてましますと解説し、最澄より菩薩戒を授けられた神々とする。

また、日吉社を日本国の神とする考え方は、中世には広く流布しており、たとえば、曾根原理が紹介された、応安元年(一二六八)八月四日付「十禪師彼岸所三塔集會事書」(『南禅寺対治訴訟』)に記された次のような主張は、そのことを示すもつともよい例の一つといえる(同氏「山王信仰―『日吉山王利生記』を中心に―」(『講座日本の伝承文学』五、三弥井書店、一九九八年)所収)。

因茲中比於伊勢大神宮宝前、通夜之社官感靈夢云、以日本國奉讓日吉、当社明神者住于天上、於此宮者、御留守神野情神、計也云云、夢覺忽押感涙、記委細旨、送当社畢、加之、後鳥羽院南山御幸時、宗行卿感靈夢云、無止事之貴人來云、不可唱日本第一大靈驗、以日吉大明神可奉号日本第一、法味滄受之力勝餘之神社給故云云、夢覺奏聞之、

105 このような日吉社をわが国の神々の第一位とする考え方は、延暦寺大衆が繰り返し主張して止まなかったいわゆる「王法仏法相依論」と深く結びついていて成立したものであったと考えられるが、ここで強調しておきたいのは、それがあくまでも大衆の自己主張の重要な基盤の一つとして生成して来たものであったという点である。「仏法」を「王法」と並び立つものとしたのは、大衆勢力であったことを正當に評価することなくして、「王法仏法相依論」の正確な歴史的評価はあり得ない。

106 新座主が山内の諸堂を順拝する拝堂・拝賀の儀式のうち、日吉社の諸社殿を巡る拝賀では、通常、大宮社の彼岸所が座主の宿所に選ばれたが、貞永元年(一二三二)の青蓮院尊性の時は、塔下の彼岸所がこれに宛てられている(前掲註(10))。黒田論文参照。また拝堂・拝賀の儀式については、前掲註(23) 拙稿参照。また、座主尊性は安貞三年正月、日吉社に参籠した時も「塔下彼岸所」を宿所としている。

107 『日吉社室町殿御社参記』によれば、応永元年八月の足利義満の日吉社参詣にあたっては、「左右大衆」には「塔下竈殿」が、また「寺家」には「雑舎」が居所に割り当てられたという。ただ、当日は大衆が群参した結果、「大衆集來所、雖為塔下彼岸所、依狹在所、各出早尾下、左北、右南、馬場西也」という状況になっている。なお、この時「塔下彼岸所」は「番論義児」の集合場所ともなっている。「竈殿」とは「雑舎」の別棟を指すのであろう。

『明月記』安貞元年二月十九日条に「青侍説云、山西塔衆徒、江州住人左近将監某、塔下彼岸所可造管由、以宮司法師加催之間、是山僧闘諍、打擗御正鉢、打調使法師、衆徒之怒心如水火、山門騒動云々」、また同二十七日条に「参日吉、(中略) 終日成茂來談、(中略) 西塔事可有裁許由有沙汰、近日落居歎云々」と見える。西塔が江戸時代、

- 塔下を管領しているのは、この中世以来の伝統によるものであろう『日吉山王権現知新記』(「神道体系」神社編二九日吉)。なお、すでに註(71)でも示したように、近世、日吉二十一社のうち上七社を除いた中・下十四社は、延暦寺の「院々谷々」の分割支配を受けていた。西塔が近世に至っても二宮を管領していたように、上七社は中世以来の伝統のもと、近世にも「院々谷々」の分割支配下にあったのである。この点からすれば、中・下十四社の「院々谷々」による分割支配もまた、中世にまで遡る可能性が極めて高い。
- 108 『華頂要略』一一一。元久二年十月二日条。下つては永仁六年九月、山上の堂社が焼けた時も、定心院鎮守の「彼岸所」がやはり焼失している(『日吉社并叡山行幸記』)。
- 109 宮地直一・福山敏男他監修『神道古図集』(復刻版)(臨川書店、一九八九)。奈良国立博物館編『垂迹美術』(角川書店、一九六四)。展覧会図録『日吉山王権現―神と仏の美術―』(滋賀県立琵琶湖文化館、一九九一年)などの写真・解説。なおこの曼荼羅については、江戸時代初めに著された『日吉山王権現知新記』がその概要を記録し、軸裏の墨書も掲載している。
- 110 福山敏男監修・難波田徹他編『神道古図集統編』の写真・解説参照。前掲註(110)の写真・解説参照。
- 111 前掲註(110)の写真・解説参照。
- 112 平成十一年の京都国立博物館の社寺調査において調査する機会を得た。「行丸図」については「行丸絵図とその影響」(前掲註(10))黒田論文集(所載)参照。
- 113 上野良信「山王宮曼荼羅図」解説(展覧会図録『日吉山王権現―神と仏の美術―』、滋賀県立琵琶湖文化館一九九一)。
- 114 作者の木村了琢に関しては荒木矩編『大日本書畫名家大鑑』(伝記上編)(大日本書畫名家大鑑刊行会、一九三四)が「木村氏、名は喬久、絵所たり、延宝二年より同四年まで禁裏新院御造営の時、御絵仰付られし筆者の一人」と解説する以外、詳しい履歴等はわからない。
- 115 「行丸絵図」には、詳しい文字注記が施されており、彼岸所に関するも「彼岸所」と「雑舎」の別が明記されるなど、中世の日吉社を知る上で貴重な手懸かりとなるものである。

- 118 『日吉社神道秘密記』は聖真子の拜殿の東に念仏堂を描く。
- 119 『建内記』文安元年四月十六日条。
- 120 『親長卿記』文明十四年四月二十二日条。
- 121 前掲註(47)参照。
- 122 前掲註(23)拙稿参照。
- 123 管見の限りでは、仁安二年二月付(『生源寺文書』。建久九年(一一九八)四月付(『靈仙寺文書』。建保四年(一一二六)八月三日付(『饗庭家文書』。承久三年(一一二二)四月八日付(『天台座主記』。貞応三年(一一二四)正月二十二日付(『如意寺文書』。嘉祿三年(一一二七)六月三十日(『停止一向専修記』。天福二年六月十八日付(『鳥居大路文書』)の七点を確認できた(案文なども含む)。執当・三綱以下の連署した文書としてはこれ以外に「延暦寺政所牒」があるが、こちらのほうは鎌倉時代後半にも発給されている(文永十年十一月付(『石清水文書』。延慶二年七月付(『白山宮講中旧録』))。
- 124 前掲註(23)(41)拙稿参照。
- 125 前掲註(61)史料。
- 126 天文五年六月八日付「延暦寺三塔執行代・別当代連署衆議下知状」(『八坂神社文書』九〇二号)。
- *「日吉社古図(山王秘密曼荼羅)」(延暦寺蔵)の調査および写真撮影については、比叡山延暦寺より格別の御配慮を賜わり、特に同寺宝殿の三井田妙久氏には色々とお世話話になった。また、「山王宮曼荼羅図」(奈良国立博物館蔵)の調査にあたっては、同博物館の梶谷亮治の御協力を得た。記してここに心からの謝意を表するものである。